

# 楓葉町復興計画〈第二次〉

平成 25 年 5 月  
楓 葉 町

# 目 次

第一章 はじめに .....	1
1. 復興計画（第二次）の策定にあたって .....	3
1－1) 復興計画（第二次）策定の目的 .....	3
1－2) 復興計画の構成と位置づけ .....	3
2. 復興計画の目標と理念 .....	6
2－1) 復興の目標 .....	6
2－2) 復興の基本理念 .....	6
2－3) 主要施策 .....	8
第二章 復興の進め方 .....	9
1. 時期区分 .....	11
2. 復興を目指す新たな土地利用 .....	13
2－1) 土地利用方針 .....	13
2－2) 土地利用計画 .....	15
3. 復興への取り組みを支える仕組み .....	21
3－1) 新生檜葉に取り組む体制・仕組みづくり .....	22
3－2) 復興に向けた財政面の対応等 .....	30
3－3) 復興計画の進ちょく管理の仕組みづくり .....	31
第三章 復興のための施策 .....	33
1. 紛を保ち、被災生活を乗り切る .....	35
1－1) 長引く避難生活への対応 .....	35
1－2) コミュニティの維持・再構築 .....	40
1－3) 円滑な帰町に向けた支援 .....	43
1－4) やむを得ず帰町をしばらく見合わせる町民への支援 .....	45
1－5) 町の将来を担う子どもたちへの対応 .....	48
1－6) 原子力災害のもたらす経済的被害の回復 .....	51

2. 安心して暮らせる環境を作り出す .....	52
2-1) きめ細やかな除染 .....	52
2-2) インフラ復旧等による生活基盤の回復 .....	55
2-3) 段階的・柔軟な帰町 .....	59
2-4) 放射線モニタリングの充実 .....	63
2-5) 心身両面の健康管理 .....	66
2-6) 安定した雇用の確保 .....	71
3. 暮らしやすさを追求する .....	73
3-1) 豊かな教育環境の充実 .....	73
3-2) 福祉施策と子育て環境の充実 .....	75
3-3) 便利で心豊かに暮らせる生活環境の整備 .....	78
4. これまで・現在とは違う新しさを目指す .....	80
4-1) 楢葉新生プロジェクトの推進体制の整備 .....	80
4-2) 風評被害の払拭 .....	81
4-3) 新しい産業による地域経済の発展 .....	83
4-4) 町外との新たな連携・交流 .....	88
4-5) 「ふるさと楢葉」づくり .....	91
5. さらなる安全・防災を目指す .....	94
5-1) 災害に強い人づくり・仕組みづくり .....	94
5-2) 災害に強いまちづくり .....	99
5-3) 災害教訓の伝承・発信 .....	104
きぼうプロジェクト .....	107

# 第一章 はじめに

# 1. 復興計画〈第二次〉の策定にあたって

## 1-1) 復興計画〈第二次〉策定の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの楢葉町に地震と津波による被害をもたらすとともに、原子力災害によって町全体が避難を余儀なくされるという事態を招きました。

これまで楢葉町では、楢葉町復興ビジョン（平成24年1月）、楢葉町復興計画〈第一次〉（平成24年4月）を策定してきました。復興ビジョンは、町民はもちろん、さまざまな人々の知恵と力を結集して歩み続けるうえでの「旗印」となるものとして、今後の復興の方向を明確にし、また、復興計画〈第一次〉では、復興に向けた取り組みの進め方やその時期、必要な施策とそれを推進する仕組みづくりなどを示しました。

その後、復興計画〈第一次〉において想定していた時期より遅れましたが、平成24年8月10日、警戒区域の見直しがなされ「避難指示解除準備区域」に再編されたことで、いよいよ帰還に向けて、具体的な取り組みを本格的に実施することが求められています。

この復興計画〈第二次〉は、そのような状況を受けて、復興計画〈第一次〉の内容を現状に即して見直すとともに、これから楢葉町が目指すまちの姿をより具体的に示すものとしました。今後、町民それぞれの生活を再建し落ち着いた暮らしを取り戻すとともに、災害を克服して、これまで以上に健康で心豊かに暮らせる、すばらしいふるさとを作り上げるために、私たちは心をひとつにしてこの計画を推進していきます。

## 1-2) 復興計画の構成と位置づけ

### (1) 復興計画の構成・位置づけ

復興ビジョンは、次の項目によって構成されています。

- 楢葉町が今回の災害から復興していくために掲げる「目標」
- 復興に向けた取り組みの基本的な考え方である「基本理念」
- 復興のため実施していく主な施策（主要施策）
- とくに楢葉町の復興を象徴する「きぼうプロジェクト」

その全体像を図示したものが、次ページに示す「ならは復興の木」です。

復興計画〈第二次〉は、〈第一次〉と同様に、引き続きこの復興ビジョンを骨格としています。その上で、今後の復興に向けた取り組みの時期区分、新たな土地利用計画、復興を推進する体制・仕組みを具体的に示します。

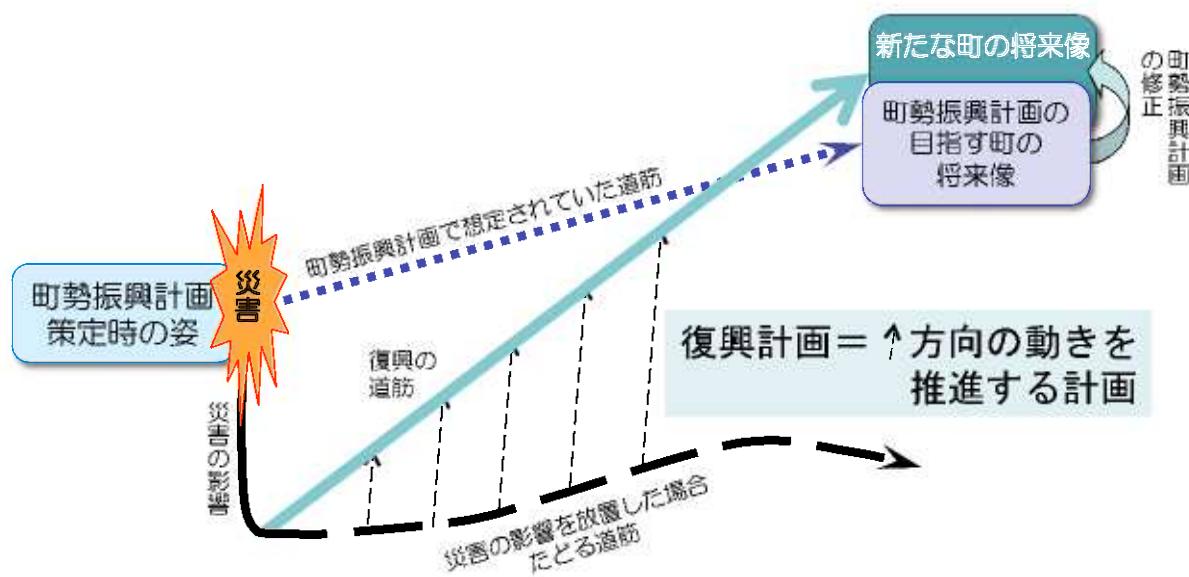


ならば復興の木  
(檜葉町復興ビジョン・復興計画の全体像)

## (2) 町勢振興計画との関係

柏葉町では、震災の直前に「第5次町勢振興計画」の策定を終え、10年後に目指す町の将来像を描いて、そこに向けた取り組みの計画を定めていました。しかしながら、この災害によって私たちの暮らしや町の状況は大きく変動しており、被災前に定めた町勢振興計画をそのまま推進していくことができる状況ではありません。

復興計画は、町勢振興計画に代わるものではなく、災害によって受けた大きな影響を踏まえ、できるだけスムーズに町勢振興計画の目指していた道筋に近づけていくためのものです（下図参照）。この災害を受けて、10年後に目指す町の将来像そのものにも変更が必要となる可能性がありますが、その場合は、今後、町勢振興計画の修正を行うこととなります。



復興計画と町勢振興計画の関係

## 2. 復興計画の目標と理念

東日本大震災に伴う地震・津波災害と原子力災害を乗り越えて、もう一度、私たちのふるさと楢葉を取り戻すため、楢葉町では、次のようなビジョンを掲げて復興に取り組みます。

### 2-1) 復興の目標

私たち楢葉町が目指す復興の目標は、次のとおりです。

#### 目標

地震・津波災害と原子力災害を克服し、  
より健康で暮らしやすい、新しい楢葉の礎をつくる

～住む人すべてが安心して健康に暮らす、先進モデルの町を目指して～

被災前の楢葉町は、とても暮らしやすく、スポーツへの取り組みを特徴とするまちでした。

地震・津波災害に加えて原子力災害に見舞われるなか、この「複合災害」を克服し、安全・安心な町を築いていくことが、私たちのまちの「復興」です。それは単に、もとの楢葉町に戻ることではありません。これまでとは違う、新しい楢葉町を目指して、将来に向けた礎をつくります。そして、誰もが安心して健康で暮らしやすい、日本中、世界中から参考とされる先進モデルの町となることを目指します。

### 2-2) 復興の基本理念

上記の目標を達成するため、町では復興のためのさまざまな事業・施策に取り組みます。これらを進めていくうえで、基本となる考え方（理念）を4つの「基本理念」としてまとめました（次ページ参照）。

この基本理念は、復興に向けて歩み続けるなか、私たちが常に心にとどめ、今の事業・施策が正しい方向を目指しているか、より改善・工夫すべき点はないか、などを考える上で参考する「価値基準」（判断のものさし）となります。

## 基本理念

### 1 安全・安心な生活の再建

安全な暮らしを取り戻し、みんなの安心できる生活を再建する

- ・放射線の影響を取り除き、若い世代や子どもも安心して安全に暮らせる町にする。
- ・被災状況や避難生活の状況に応じ、多様な選択肢の中から、それぞれに合った生活再建を進めていく。

### 2 町民の主体的参画と自立

復興に向け、ひとりひとりが持てる力を結集する

- ・年齢や性別、職業や立場にかかわらず、自分たちの知恵と力を結集して、復興に向けて歩み続ける。
- ・災害を克服し復興していくために、ひとりひとりが必要な力を身につけ、自分たちの力を信じて進んでいく。

### 3 次世代への継承

これまでとは違う新しい植葉をつくり、子どもたちの未来につなげる

- ・被災体験をバネにして、植葉のあり方をもう一度見直し、原子力だけに頼らない、新たなまちづくりに取り組む。
- ・災害の教訓を忘れず、より安全なまちづくりに活かしていく。

### 4 広い視野に立つ復興

植葉単独ではなく、近隣地域との広域的な連携と協力で、復興に取り組む

- ・ふるさとを想う気持ちを大切にし、帰郷を慎重に考える人たちとの絆も保ち続ける。
- ・近隣市町村と密接な連携・協力を図り、植葉だけではなく、近隣地域全体での災害から復興する。

## 2-3) 主要施策

4つの基本理念の下、目標に向かって歩んでいくために、町として進めていく主な施策は、以下のとおりです。

### 緊急に取り組む施策

#### 1. 誰を保ち、被災生活を乗り切る

- 1) 長引く避難生活への対応
- 2) コミュニティの維持・再構築
- 3) 円滑な帰町に向けた支援
- 4) やむを得ず帰町をしばらく見合わせる町民への支援
- 5) 町の将来を担う子どもたちへの対応
- 6) 原子力災害のもたらす経済的被害の回復

#### 2. 安心して暮らせる環境を作り出す

- 1) きめ細やかな除染
- 2) インフラ復旧等による生活基盤の回復
- 3) 段階的・柔軟な帰町
- 4) 放射線モニタリングの充実
- 5) 心身両面の健康管理
- 6) 安定した雇用の確保

### 3. 居らしやすさを追求する

- 1) 豊かな教育環境の整備
- 2) 福祉施策と子育て環境の充実
- 3) 便利で心豊かに暮らせる生活環境の整備

### 中・長期的な視点に立って取り組む施策

#### 4. これまで・現在とは違う新しさを目指す

- 1) 楢葉新生プロジェクトの推進体制整備
- 2) 風評被害の払拭
- 3) 新しい産業による地域経済の発展
- 4) 町外との新たな連携・交流
- 5) 「ふるさと楢葉」づくり

#### 5. さらなる安全・防災を目指す

- 1) 災害に強い人づくり・仕組みづくり
- 2) 災害に強いまちづくり
- 3) 災害教訓の伝承・発信

## 第二章 復興の進め方

# 1. 時期区分

復興計画（第一次）では、復興計画の対象期間（計画期間）である10年間（平成23年4月～平成33年3月）を段階に応じて「準備第1期」「準備第2期」「生活再建・復旧期」「本格復興期」の4つに区分し、それぞれ目安となる時期を定めていました。しかし、その時点で平成24年春と見込まれていた警戒区域の見直しが同年夏にずれこむなど、町を取り巻く状況は変化しています。今後、帰町の時期を判断する際には、除染の効果、インフラの復旧・整備の進ちょく、生活関連サービス（商業、医療機関等）の復旧見込みなど、さまざまな状況を総合的に勘案していくことが必要です。

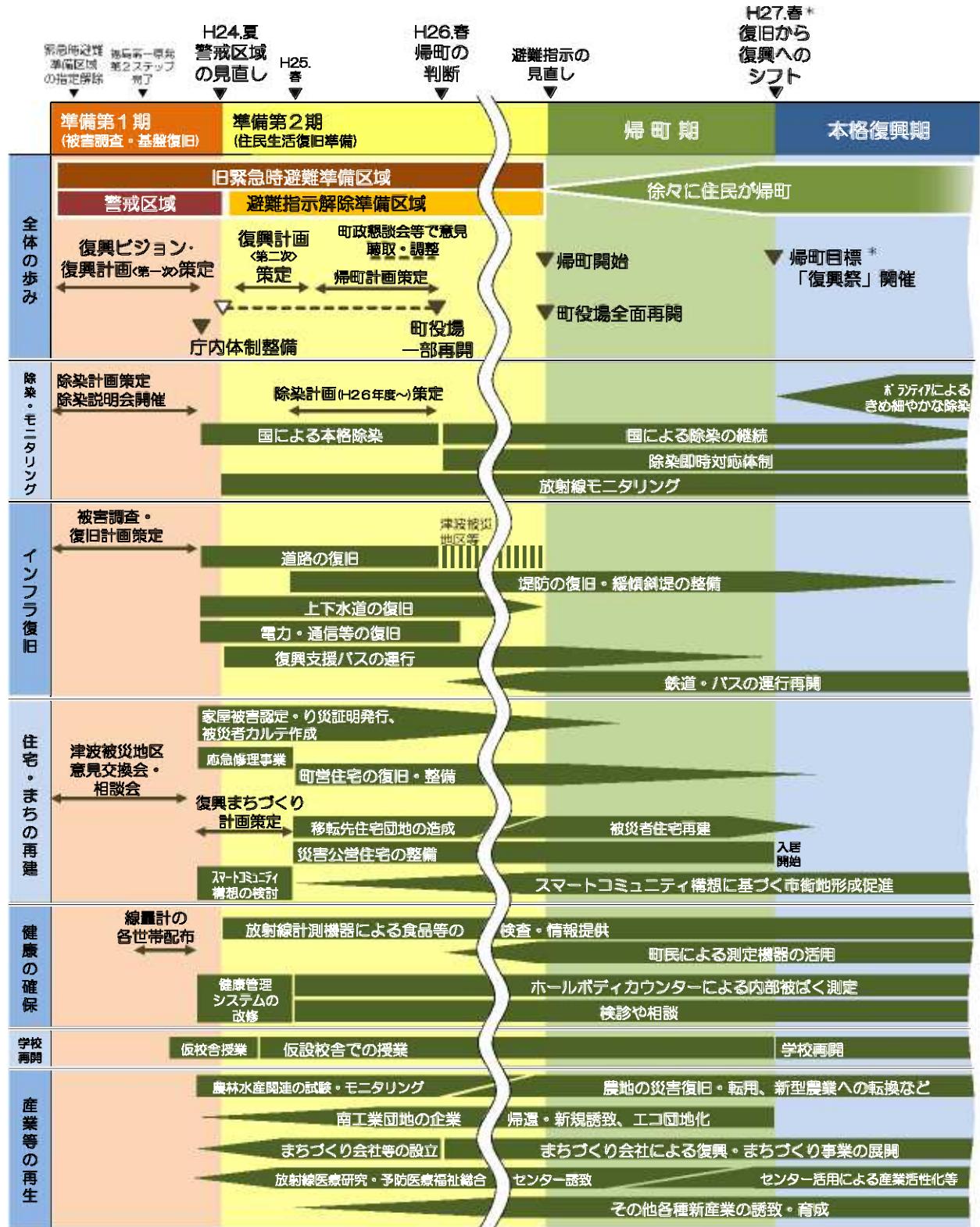
これらを踏まえ、復興計画（第二次）では、時期区分を以下のように見直すとともに、「帰町の判断」を行う時期を明記しました。また、「生活再建・復旧期」は、町民が順次帰町を開始していく時期であることを表すため、「帰町期」に名称変更しました。

この「帰町の判断」は、今後、帰町計画を策定していく中で具体的に検討していきますが、町政懇談会などを通じて町民の皆様よりご意見を伺いながら、慎重に国と協議を重ねつつ検討を進めていきます。

時期区分	目安となる時期	想定される状況
準備第1期 (被害調査・ 基盤復旧)	震災発生  ↓ 「警戒区域」見直し (平成24年夏)	・町内のほとんどが「警戒区域」に指定 (一部地域の「緊急時避難準備区域」は平成23年冬に解除)
準備第2期 (住民生活 復旧準備)	「警戒区域」見直し  ↓ 「帰町の判断」(平成26年春)  ↓ 「避難指示」見直し	・「警戒区域」が見直され、「避難指示解除準備区域」に再編 ・本格的な除染、復旧工事等を推進 ・町役場は一部機能を戻して再開 ・平成26年春に「帰町の判断」を行った上で、「避難指示」見直し時期を国、県と協議 (国の原子力災害対策本部が決定)
帰町期	「避難指示」見直しにより 帰町開始  ↓ 帰町目標（平成27年春）*	・町のインフラは完全復旧 ・町役場は全面的に機能を戻して再開 ・市民は順次帰町を開始 ・津波被災地区などの住宅再建・確保が本格化 ・各種新産業の誘致・育成が本格化
本格復興期	「復興祭」の開催 (平成27年春)*  ↓	・津波被災地区などの住宅再建が完了、入居開始 ・町内での学校再開 ・ボランティアなど町外との連携・交流が本格化

\*「平成27年春」の記述は、いずれも平成26年春に行う「帰町の判断」で帰町可能とされた場合を想定。

## 時期区分の目安と想定される状況



\*「本格復興期」の開始時期（帰町目標）は、平成26年春に行う「帰町の判断」において帰町可能とされた場合を想定しています。

## 2. 復興を目指す新たな土地利用

### 2-1) 土地利用方針

災害に伴い、従来から徐々に進行していた若年層を中心とする人口の減少、高齢化・過疎化、農地等の耕作放棄の増加などが加速的に進むと懸念されます。一方で、すでに警戒区域が解除され、今後さらに避難指示が解除されていく中では、居住場所の移転、廃炉や復興事業に関連する企業の進出等により新たな土地利用ニーズが発生することも想定されます。

こうしたことから、復興への取り組みにあたっては、土地利用のニーズに的確に対応し、変化する情勢に応じて土地利用の誘導・調整を計画的に進めることが求められます。

このため、復興計画（第一次）において、今後の柏葉町における土地利用の方針を次のように整理しました。

#### (1) 防災のための土地利用方針

##### ①安全で暮らしやすい移転先の確保

津波被災地域の世帯に対しては、再度の津波の被害を受けないよう、今回の浸水区域外の安全な場所に宅地を確保します。その移転先については、昔からのコミュニティ維持を重視し、被災集落コミュニティの意向を最大限に配慮して対応することとします。

##### ②津波防災地域づくりの総合的推進

福島県の津波シミュレーションをもとに、津波被災エリアおよび円滑な避難の確保のための施設整備を行う区域について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画区域を設定します。

#### (2) 宅地や事業用地の供給方針

##### ①コンパクトなまちづくり

町では、町民の日々の生活を支える中心的な場所を設定し、民間事業者によるサービス機能などを集約させることで、機能性を高めた「コンパクトなまちづくり」を目指します。

##### ②新規人口の受け皿づくりとしての土地利用

双葉郡の町村には、放射線量が高く、すぐには戻ることのできない多くの住民がいます。そうした地域の町村や住民の要請があれば、他町村被災者の世帯の受け皿づくりや仮役場の機能確保に有効な土地の利用を検討します。また、除染や新たな産業等に関する流入人口等の増加も考えられるので、そうしたニーズの受け皿になることについても検討します。

##### ③被災原子力発電所近接ゾーンとしての土地利用

福島第一原子力発電所、同第二原子力発電所では冷温停止状態の維持や今後の廃炉に向けての作業が継続されています。また、今後は除染作業も本格化します。こうした活動が行われる近接自治体としての計画的土地利用を進めます。

#### ④新たな産業集積促進のための土地利用

町では、企業の帰還と新たな産業育成への取り組みとして、南工業団地の再生、除染や廃炉に関する国の研究機関、民間の研究開発拠点や活動拠点の集積、町が掲げる健康を目指した健康・医療関連分野の集積などを目指します。

#### ⑤土地利用の監視

今後、住民が帰町せずに土地を手放す動きと、新たな土地取得の動きが発生して、土地利用等の混乱が生じることも想定されます。また、今後のまちづくりを通して土地資産価値の回復・向上を図ることも町の復興として重要です。

そのため、土地利用の動向をきめ細かく把握することや、優良な住宅が供給されるよう適切に土地利用を誘導します。

### (3) 次世代に受け渡す土地利用

土地を次世代に受け渡すためには、国や町、ボランティア等による息の長い除染に取り組むだけではなく、地域の活性化、双葉郡における数十年間の人口・産業構造の大きな変化への対応、町の豊かさの大きな要素である農地や自然の回復などに適切に対処していくことが不可欠です。

#### ①交通環境の整備・充実

避難路の確保のための浜街道の整備、常磐自動車道利用のためのインターチェンジの整備、さらには通勤・通学や暮らしのための交通環境の整備に取り組みます。

交通環境において鉄道も重要な要素であり、特急の停車や駅周辺の開発のあり方を検討します。

#### ②将来世代が選択可能な土地利用の仕組みの導入

当面予想される人口の流入は、他市町村からの一時的避難者、除染や廃炉の関係者など十～数十年間の中長期的な居住人口です。そのため、将来、産業構造や土地利用の転換等が必要になった場合にも対応できるよう、宅地や事業用地の供給については定期借地制度の活用等を考慮します。

#### ③豊かな自然の回復、農林水産に関する土地の維持、保全

これまで先祖伝来つくりあげられてきた経緯のある農地は、単なる農産物のほ場というだけでなく、のどかな田園風景による景観形成、貯水機能など重要な多くの役割を果たしています。これらを保全することにも気を配りながら、農地を有効に活用します。

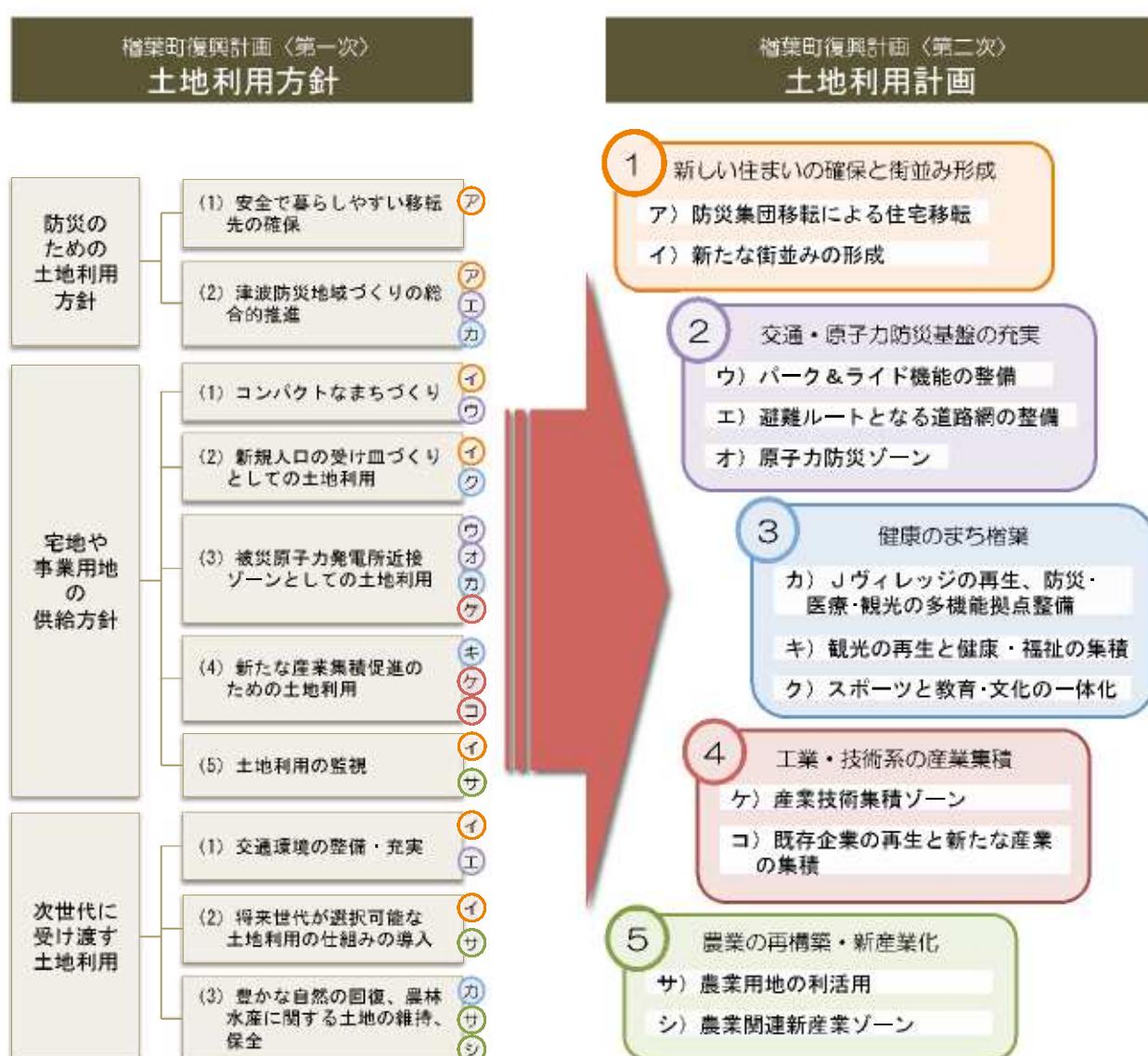
町の西側に広がる山林については、放射性物質を含む土砂等の流出や風倒木の発生を可能な限り抑止するとともに、生息する動植物を長期間にわたって保護・観察し、現状をわかりやすく町民に伝える取り組みの重要性も訴えていきます。

## 2-2) 土地利用計画

復興計画（第一次）で定めた土地利用方針をもとに、復興計画（第二次）では、町の土地利用のゾーニング（用途別の土地の区域分け）として、より具体的に落とし込んだ土地利用計画を検討し、その方向性をとりまとめました。その大きな柱は、以下のとおりです。

- 新しい住まいの確保と街並み形成
- 交通・原子力防災基盤の充実
- 健康のまち楓葉
- 工業・技術系の産業集積
- 農業の再構築・新産業化

土地利用方針と土地利用計画との関係を下図に示します。



土地利用方針と土地利用計画の関係

土地利用計画の全体像を下図に示します。

土地利用計画は、楢葉町が地震・津波による震災被害と原子力事故の複合災害という大きな困難に立ち向かう中で、安全で住みよい町の基盤を取り戻し、子どもたちの未来も見据えて、明るく希望の持てる復興を実現していく際の町の絵姿を示すものです。避難している町民が、できるだけ早く楢葉で暮らしたい、あるいは今すぐは難しくともいつかは必ず戻りたいと思えるまちづくりを進めます。

## (1) 新しい住まいの確保と街並み形成

### ①防災集団移転による住宅移転

津波被災地域からの住宅移転については、被災前のコミュニティ及び住民の意向を踏まえつつ、移転先となる住宅団地（計5箇所）を整備します。このうち4箇所については、国道6号・中満天神岬線の沿線として、次に述べる「新たな街並み」の一部となり、より賑わいある街並み形成につながります。

### ②新たな街並みの形成

コンパクトなまちづくりの核として、国道6号、中満・天神岬線に沿って、商業を始めとする日常生活のサービス機能や住宅などを集約し、利便性が高く、賑わいのある新たな街並みを形成していきます。

またこの地区には、新たな産業に従事する従業員・研究者など、まちの復興に欠かせない方々や、双葉郡内他町村など、しばらく元の場所へ戻ることができない区域から長期避難される方々の受け皿となる住宅も整備していきます。

## (2) 交通・原子力防災基盤の充実

### ①パーク＆ライド機能の整備・東口開発

国道6号は、除染・廃炉作業の関係車両などにより、朝夕に大変な渋滞が発生しています。今後、これらの作業が本格化するにつれて、渋滞はますます悪化し、楢葉町の帰町と復興に向けた取り組みへの影響が懸念されます。

そこで、竜田駅周辺に駐車・乗降スペースを設け、いわき市側から鉄道を利用して来た人々がそこでバスや乗用車に乗り換えて楢葉町内・以北へ移動する「パーク＆ライド機能」を整備し、大量輸送機関である鉄道の利点を最大限に活用して、渋滞の緩和と環境にやさしい交通の確保を図ります。

一方、鉄道の復旧に合わせて、駅舎、駅東口などの開発により、利用客の利便性を向上するとともに、震災前から進められていた県道小塙上郡山線のバイパス整備を県に要請して進めていきます。さらに、この駅を地域の中核的なターミナルと位置づけ、特急の停車する駅へと新たに生まれ変わらせていくことにも、今後、積極的に取り組んでいきます。

### ②避難ルートとなる道路網の確保

震災では、渋滞の激しい国道6号を迂回する上で、町道松ノ口・大坂線が最後の命綱となりま



土地利用計画

した。この経験を踏まえ、町内に格子状の道路網を整備することで、より信頼性の高い広域避難ルートの確保を図ります。

さらに、広域避難や応急対応の緊急路線として常磐自動車道を活用できるよう、緊急開口部の整備、楢葉パーキングエリアへのインターチェンジ（復興インターチェンジ）設置などを通じて、複数のアクセスを確保します。また、県道広野小高線（浜街道）の整備促進や、これと常磐自動車道など南北軸を結ぶ東西軸としてのアクセス道路の整備などを行って、避難をより確実にする道路網を確保します。また、原子力災害時などの避難に常磐自動車道を利用することについても、地域防災計画（原子力災害対策編）などの見直しの中で、関係機関と協議します。

### ③原子力防災ゾーン

事故を起こした福島第一原発は、現在は冷温停止状態を保っているものの、今後廃炉が完了するまでに長い時間を要することが見込まれており、その間、万一の不測の事態が発生した場合への備えが必要となります。このため、原子力災害対応に必要となる多くの人員、資機材、車両などを集結させるスペースを確保します。この場所は、平常時には関係機関の原子力防災対応訓練などのほか、多目的スペースとして利活用します。

## （3）健康のまち楢葉

### ①Jヴィレッジの再生、防災・医療・観光の多機能拠点整備

Jヴィレッジは、震災以降、福島第一原発の安定化などに向けた作業の前線基地として利用されてきました。その機能は、「健康のまち楢葉」のシンボルとしての本来の役割を果たすため、平成25年1月に設立された東京電力福島復興本社などの一部の事務所機能を除いて、今後移転することが決まっています。

町としては、復興に合わせてできる限り速やかな返還を実現し、楢葉町の復興を象徴する施設として再生することを支援していくとともに、施設内にあるメディカルセンターの活用を検討します。これにより、Jヴィレッジの周辺を健康・医療・スポーツの中核エリアとし、温泉施設のある「道の駅ならは」と連携した観光資源としても位置づけます。

一方、近隣の楢葉南工業団地には、すでにオフサイトセンターの立地（平成26年半ば予定）が決定しています。そこで、Jヴィレッジに隣接し国道6号に面したエリアについて、広域避難時の中継や医療・救護機能を備えた防災拠点に位置づけます。万一の原子力災害に備え、避難用車両などのためのスペースを確保するほか、屋内退避などに活用することのできる施設等を配置し、平常時にはこれを子どもたちが安心して思いきり遊べる場として活用します。また、双葉郡内の2次医療を担う機関を誘致して地域医療の再生を図るとともに、将来的には、これを「放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）」に発展させ、除染・廃炉関係者の健康管理はもちろん、広く放射線医療研究や予防医療・福祉の取り組みなどを担う拠点を目指します。さらに、こうした防災・医療・観光の多機能拠点に対するアクセスの利便性を高めるため、木戸駅からの交通環境の整備も併せて進めています。

### ②観光の再生と健康・福祉の集積



天神岬やそこから見渡す海岸沿いの景色、木戸ダム、木戸川の渓流、さらには川を泳ぐ鮭・鮎などは、ふるさと檜葉を象徴する原風景であり、たいせつな観光資源でもあります。町の復興のため、これらを取り戻し、将来の世代に伝えていきます。

また、天神岬周辺にある福祉・介護施設などと連携しつつ、このエリアを健康・福祉の集積エリアとし、関連するサービス産業の育成・充実を図ります。

### ③スポーツと教育・文化の一体化

檜葉町をはじめ双葉郡の子どもたちが、将来にわたって住み慣れたふるさとで充実した教育を受けることができる環境を整えることは、地域の未来を担う人材を育成する上で不可欠です。

震災前に改築中だった檜葉中学校については、帰町後に学校を再開すべく、工事再開を予定しています。近隣には総合グラウンド、町民体育館などのスポーツ施設や歴史資料館などの文化施設もあることから、これらを活用し、スポーツと教育・文化を一体的に推進していくエリアとして位置づけます。

また、双葉郡内にあった高校は、現在すべて避難しており、サテライト校などの授業を余儀なくされていることから、改築中の檜葉中学校や総合グラウンドなどを活用して、これら双葉郡内の子どもたちが通うことのできる新たな県立高校を誘致します。その際、檜葉中学校との中高一貫校化についても検討し、子どもたちが個性を発揮しながら勉強やスポーツにじっくり、のびのびと取り組める、より充実した教育環境を目指します。

## (4) 工業・技術系の産業集積

### ①産業技術集積ゾーン

檜葉町には、従来から原子力発電所の立地町として培われてきた技術や技術者・事業者間のネットワークがあります。また、町の復興に向けて多くの事業者が檜葉町を拠点に活動することが予想されます。こうした技術・ネットワークの活用や新たな需要の取り込みにより、関連産業や技術が集積する新たなゾーンとして形成し、相双地域における産業クラスターの一翼を担います。

さらに、こうした集積により、国内外の技術者・研究者との交流促進も期待されます。世界中から多くの方の来訪を受けるような、世界へ発進力のある町を目指していきます。

### ②既存企業の再生と新たな産業の集積

檜葉南工業団地は、緊急時避難準備区域の指定が解除されて以降も、一部の企業を除き事業再開に至っていません。既存企業の事業再開に向けて支援するとともに、「産業技術集積ゾーン」と同様、新たな産業の集積にも積極的に取り組み、工業団地の再生を図っていきます。

## (5) 農業の再構築・新産業化

### ①農業用地の利活用

農業は町の基幹産業でしたが、これまで後継者不足などの課題に直面していました。そうした実態を踏まえ、農業復興組合をはじめとする農業法人の育成など生産主体を強化して農業の再構築を図り、将来世代にわたって農業を続けていくことのできる環境をつくります。

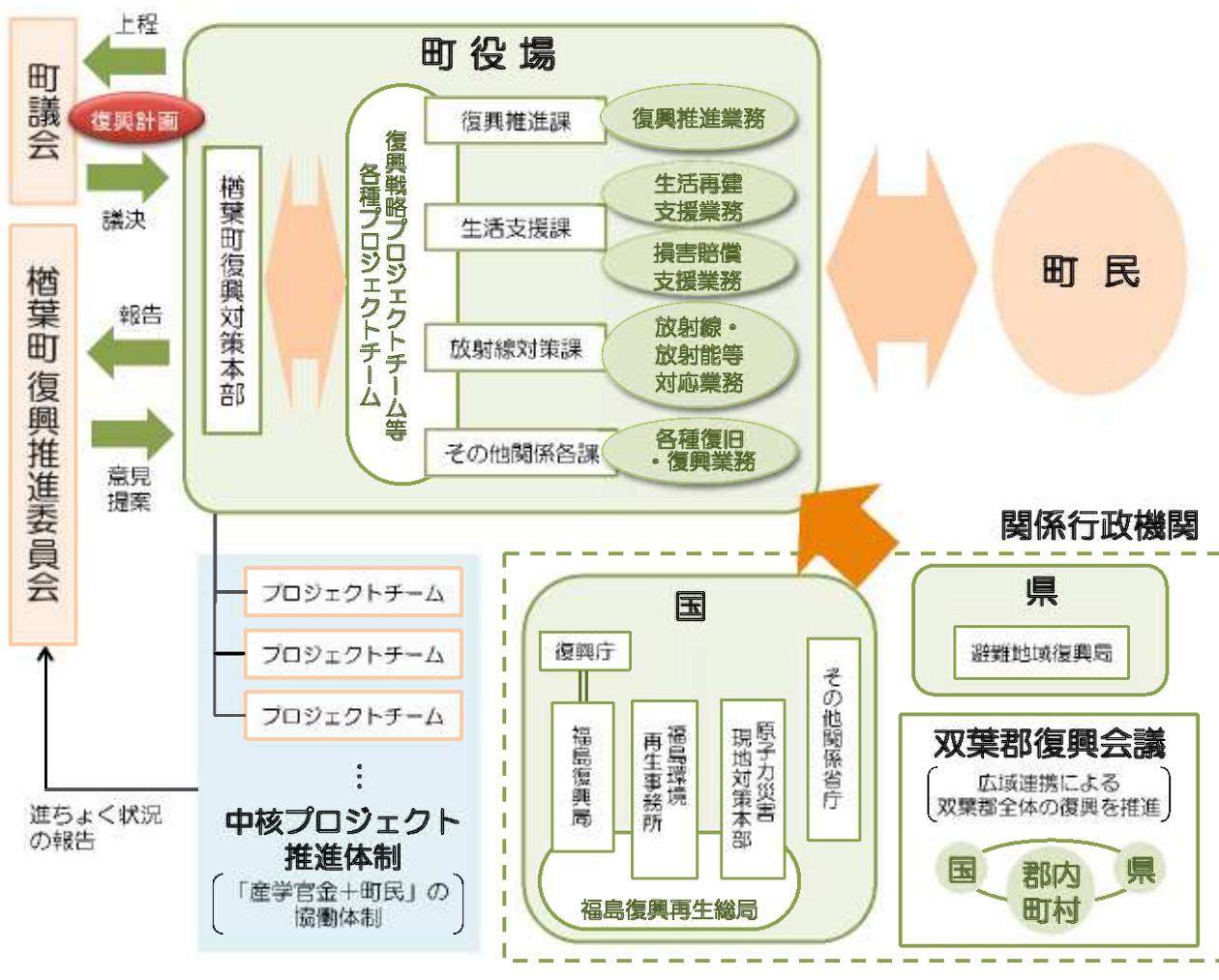
さらに、耕作放棄地などを含め広い農地を活用して、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に取り組むほか、「町民農園」を整備し住民に土とふれあう機会を提供することで、魅力あふれるふるさとづくりを進めていきます。

## ②農業関連新産業ゾーン

農業用地のうち、特に農業関連の実証実験を行う場所を「農業関連新産業ゾーン」として位置づけ、花き栽培、植物工場、バイオ燃料などの新たな農業の産業化に向けたチャレンジを支援します。

### 3. 復興への取り組みを支える仕組み

まちの復興に向けた取り組みは多種・多方面にわたることから、これを推進するためのしっかりとした仕組みが必要です。関係機関と連携を図りつつ、町役場と町民、町内各事業者などが一体となり、ともに復興に向けて歩み続ける体制を構築します（下図参照）。



## 3-1) 新生柏葉に取り組む体制・仕組みづくり

### (1) 町役場の体制整備

過去に例の無い原子力災害を克服していくには、放射線・放射能等への対応に加え、まちの復旧・復興と町民の生活再建を円滑に推進することが必要です。しかしながら、こうした復興業務には多くの困難を伴い、増大する業務にも迅速に対応していかなければなりません。

このため町役場では、町民から臨時職員を採用するほか、国及び都道府県・市町村に職員の長期派遣を要請し、人員の確保に努めるとともに、次のような体制を整備し、町役場の体制強化を図っています。

#### ①放射線対策、生活支援、復興推進に関する担当課の新設

復興計画〈第一次〉においては、放射線・放射能対策、損害賠償支援、生活再建支援、復興推進などの業務を推進する体制の整備を謹みました。

そこで、平成24年7月に次の3課を新設し、さまざまな取り組みを実施しているところです。

新設課	担当業務	主な業務内容
放射線対策課	放射線・放射能 対策業務	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国による除染への対応・調整</li><li>● 放射線モニタリング・測定、線量マップの作成</li><li>● 放射線リスクコミュニケーション など</li></ul>
生活支援課	損害賠償支援 業務	<ul style="list-style-type: none"><li>● 損害賠償に関する相談対応、情報提供</li><li>● 専門機関（法テラス等）に関する情報提供 など</li></ul>
	生活再建支援 業務	<ul style="list-style-type: none"><li>● 仮設住宅、借り上げ住宅</li><li>● 「被災者カルテ」による町民の被災生活実態・生活再建意向等の総合管理</li><li>● 各種相談・申請手続きの「ワンストップ窓口」 など</li></ul>
復興推進課	復興推進業務	<ul style="list-style-type: none"><li>● 復興計画の策定、進ちょく管理に係る業務</li><li>● 復興戦略プロジェクトチーム（後述）の事務局</li><li>● 国（復興庁等）や県（避難地域復興局）との連携調整、予算確保 など</li></ul>

#### ②復興戦略プロジェクトチームの設置

複合災害からの復興に向けて取り組む中で、町役場内の複数の課にまたがり、一つの担当課だけでは対応しきれない困難な課題に直面することも少なくありません。こうした課題に対しては、課の枠組みを超えて、機動的かつ柔軟に対応できる体制が必要となります。

このため、町役場内に、各課職員で構成する「復興戦略プロジェクトチーム」を設置し、帰町に向けて、各種施策が滞りなく進展するよう工程管理を行いつつ、横断的な課題を解決する施策



の立案及び実施を推進していきます。

## (2) 中核プロジェクトの推進体制

復興に向けて、新たな取り組みを推進するためには、企画力や人的ネットワーク、専門性などを持つ人材を確保することが必要です。このため、町役場をはじめとする行政機関、大学・研究機関などの有識者、町民や関連事業者・民間団体の代表者、金融機関など「産学官金」の協働による中核プロジェクトの推進を目指します。中核プロジェクトのメンバーには、必要に応じて、発言力のあるプロデューサーや関係機関との交渉調整にあたるコーディネータなどを置き、大きな推進力の確保を図ります。

平成24年度は、以下の3つの中核プロジェクトを設置し、課題や方向性等について検討しました。

### ①放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）プロジェクト

震災及び原発事故により、地域の医療体制は再構築を余儀なくされ、また長期にわたり、町民のみならず廃炉作業者や除染作業者に対し、放射線などからの健康管理が必要となってきます。復興計画（第一次）を策定する過程では、効果的な健康管理に取り組むことのできる、日本一の「健康のまち」を目指そうという声もありました。

このプロジェクトは、帰町に向けた環境を整備する一環として、予防医療・福祉と放射線への対応という観点から、「町民が安心して健康に過ごせる生活の基盤づくり」のあり方を検討しました。

### ②まちづくり会社「ならは復興会社（仮称）」プロジェクト

復旧・復興に関連する事業を効果的・効率的に推進する上では、その推進母体として地元企業、町民等が参加する『公共性』、『事業性』、『地域密着性』を備えた復興業務の新しい担い手が不可欠です。このプロジェクトは、その担い手として町民・地元企業参加型の協働組織「ならは復興会社（仮称）」のあり方を検討しました。

### ③スマートコミュニティとコンパクトなまちづくりプロジェクト

復興計画（第一次）では、町の核となるようなコンパクトな街並みを新たに形成する方針を掲げました。このプロジェクトは、コンパクトな街並み形成にあたって、スマートコミュニティという観点から、環境配慮型まちづくりを目指そうとするものです。

また同時に、町全体の公共施設、民間施設や各家庭なども視野に入れた再生可能エネルギーの有効利用について、短期・中長期的に取り組むべき方向性を検討しました。

## 「放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）」プロジェクト

### 安心して健康に暮らせるまちの実現に向けて

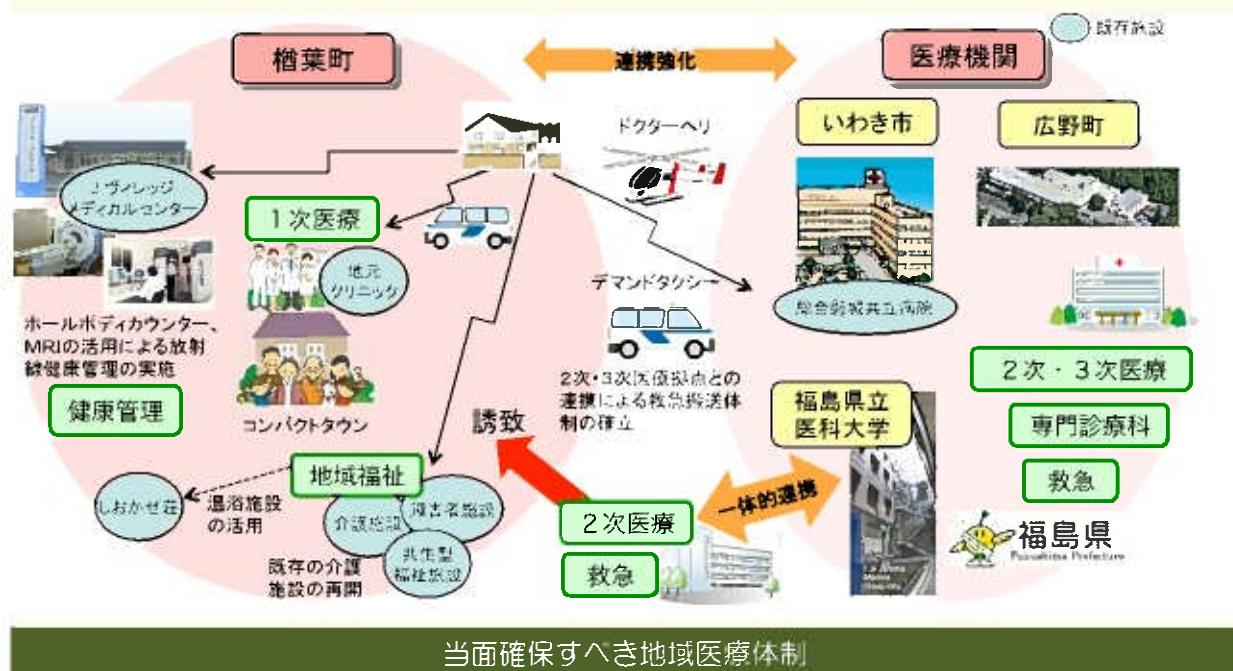
この「放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）」プロジェクトでは、帰町にあたって直面する地域医療体制の緊急的な構築と、中長期にわたって実現に取り組むべき放射線への対応や新たな健康・福祉のあり方について検討しました。

#### ● 当面の地域医療体制 ●

町民への意向調査（平成25年2月 復興庁・福島県・楢葉町公表）によると、最も多くの町民が帰町後の町に必要と感じているものは「医療環境の整備・確保」でした。また、楢葉町を含め原発被災地域において、震災前に比べて介護が必要な高齢者数が大幅に増加しているとの調査結果もあります。

こうしたことから、まずは、崩壊した地域医療体制を再構築し、安心して健康に暮らすことのできる環境を整備するため、下図に示すように、福島県立医科大学、総合磐城共立病院をはじめ他の医療機関等との連携の強化や、救急・2次医療施設の誘致に取り組むことが必要です。

また、その中では、放射線健康管理を徹底し、健康に関する意識を高めることとも併せて、子どもを中心とする若年層の心身の健康づくりに取り組みます。



当面確保すべき地域医療体制

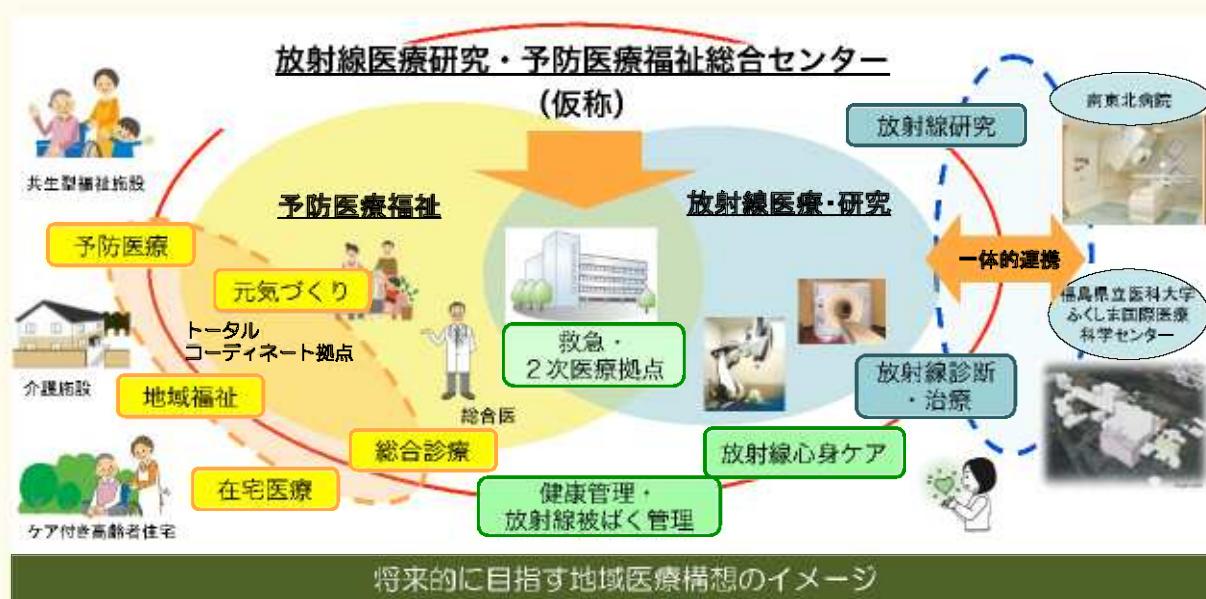
●将来的に目指す地域医療構想のイメージ ●

2次医療の拠点を核としつつ、総合診療、予防医療、在宅医療を取り入れ、町民が安心して健康に過ごせる「健康のまち」を実現するため、「地域保健・地域福祉・地域医療の新たな連携モデル」の構築を目指します。これは、日本中の自治体が直面している医療・介護福祉の課題に対する、先駆的な取り組みとなります。

医療機能	目指す方向性
総合診療	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速かつ適切に医療の提供を図るため、特定の臓器・疾患に限定せず、多角的に判断し診療。</li> </ul>
予防医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもから高齢者まで、健康にはコミュニティや生き甲斐から生まれる「元気づくり」が重要。それが自己治癒力を高めるための予防医療の原点となる。また、生活習慣の改善指導やリハビリテーションにより、心身の健康増進を図る。</li> </ul>
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>終末期の看取りができるよう、訪問看護や訪問診療などの在宅医療の強化及び家庭医の確保を図る。</li> </ul>

原子力事故の被災に遭った当地域に放射線健康管理、放射線診断、放射線治療・研究の機能を備えた総合的な放射線医療・研究機能を一体化した、総合的な地域医療を実現して、放射線への安全・安心を高め、地域の負のイメージの払拭を目指します。

医療機能	目指す方向性
放射線診断・治療 ／放射線医療研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民を始めとする双葉郡内住民の長期の被ばく健康管理</li> <li>ホールボディカウンターでの検査、データの蓄積、分析</li> <li>住まい、農地、森林、河川・海岸など、町内各地点の放射線影響に関する調査</li> <li>放射線に関する町民と専門家等による対話の機会づくり</li> <li>放射線被ばくに関する初期医療</li> <li>廃炉作業者、除染作業者等の被ばく健康管理、被ばく線量のデータ管理</li> </ul>



## まちづくり会社「ならは復興会社（仮称）」プロジェクト

### 町民中心の「復興まちづくり」を加速

警戒区域の指定解除により、町の再生に向けた動きが本格化していますが、原子力災害により失われた生活基盤を回復し、帰町の環境を整備していく際、取り組むべき様々な課題やニーズが発生しています。

こうした状況を踏まえ、本プロジェクトでは、町全体で復興に取り組むに当たり、町民、地元企業等の協働するまちづくり会社として、一般社団法人を想定した「ならは復興会社（仮称）」の早急な立ち上げを目指すべきとの結論に至りました。

#### ●ならは復興会社（仮称）の設立趣旨●

ならは復興会社（仮称）は、町民が中心となって復興を担う主体として、行政のみでは対応が難しい地域の身近な課題やニーズにもきめ細やかに対処でき、効果的・効率的に復興に取り組むことができます。さらに、地域コミュニティの再構築や地域の雇用創出、地域内の新たな経済循環を生み出すことなどが期待されます。

そこで、ならは復興会社（仮称）の設立趣旨を次のとおり考えています。

- ❖ 町の復旧・復興、再生に町民・地元企業参加型の協働組織で取り組む
- ❖ 『公共性』、『事業性』、『地域密着性』を備えた復興業務の新しい担い手となる
- ❖ “新生ならは”に向けた復興のシンボルであり、復興を一層加速させる

#### ●ならは復興会社（仮称）の設立に向けて●

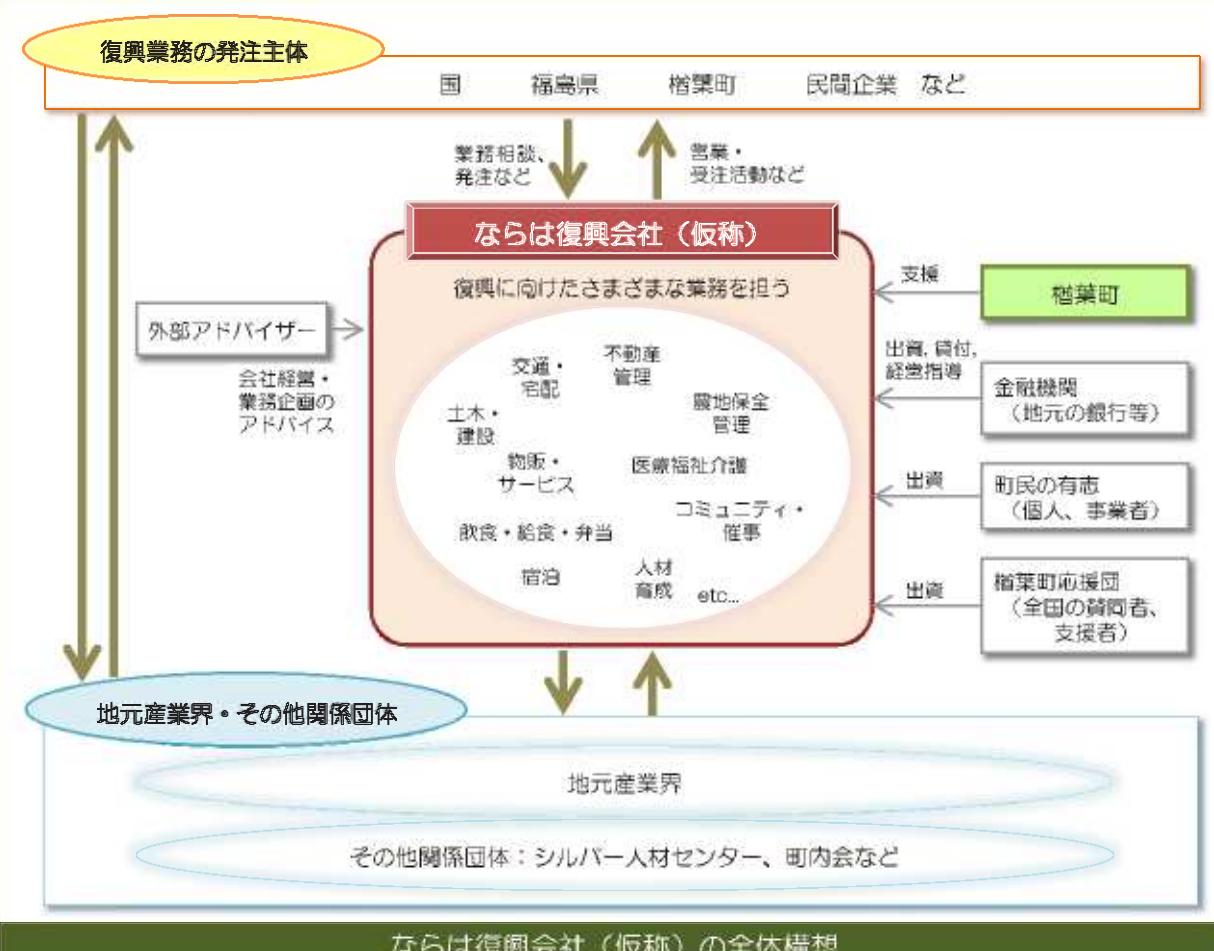
ならは復興会社（仮称）の早期の設立を実現するためには、何より、楢葉の復興に積極的に参加したいという強い意志を持った人や事業者を、発掘するなどしてより多く集めることが必要となります。そうした方々により発起人会を立ち上げ、組織体制や事業内容の具体化を進めていきます。

また、下図のように、地元の産業界や関係団体との連携関係を構築し、地域の課題やニーズに町全体として取り組んでいく仕組みを作り上げます。

さらに、ならは復興会社（仮称）には、町民の帰還に合わせて楢葉に戻って事業を再開したい方、今の避難先では事業を立ち上げることが難しい個人事業者、これからの中新たなまちづくりに参加したい方など、多様な切り口から楢葉の再生に役立ちたいという個人や小規模な事業者に対する支援などを行う機能も期待されます。

1 一般社団法人は、設立許可を必要とした従来の社団法人とは異なり、一定の手続き及び登記を経れば誰でも簡単に設立できる。剩余金の分配を目的としない限り、公益事業や非営利の事業のみならず、非公益事業や収益事業を行うことも可能。

町役場としても、ならは復興会社（仮称）の円滑な立ち上げと活動がなされるように、事業を軌道に乗せるために必要な支援を講じていくことが求められます。



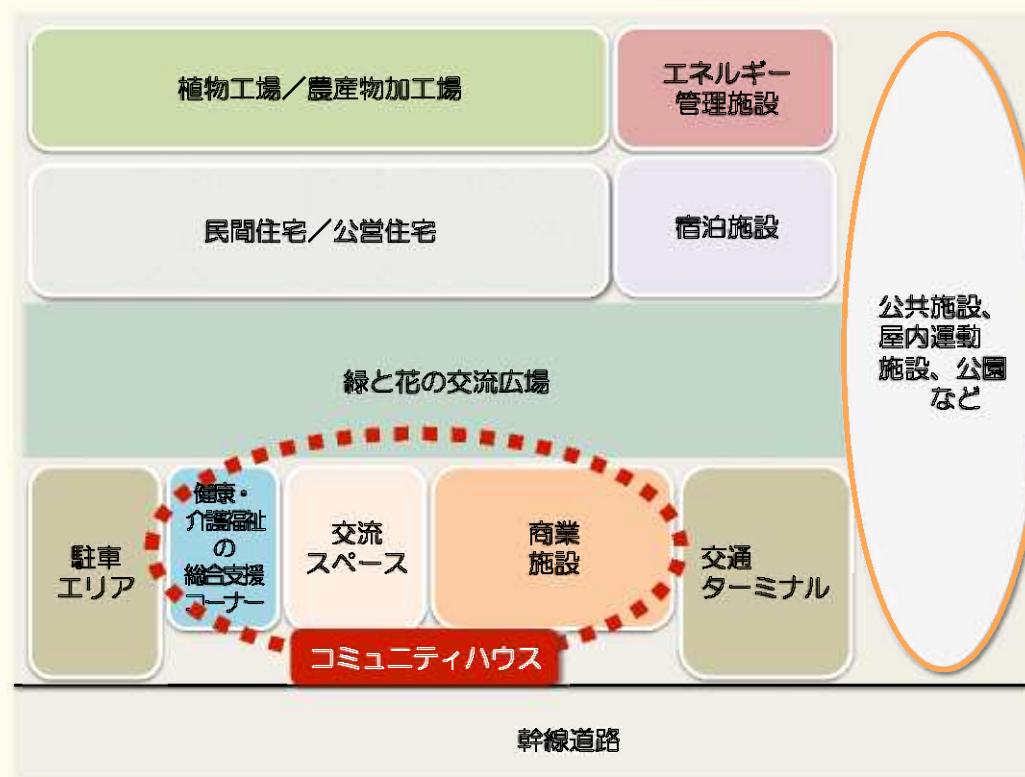
ならは復興会社（仮称）の全体構想

## 「スマートコミュニティとコンパクトなまちづくり」プロジェクト

### 環境配慮型のまちづくりを目指して

“新生ならば”の象徴の一つとして、町の中心部に日常生活のサービス機能をコンパクトに集約させ、利便性と町民や域外者の交流を図るため、コンパクトタウンの整備を予定しています。設計にあたっては、快適な生活環境を確保するとともに、環境への配慮も兼ね備えたスマートコミュニティの観点から、機能性を高めたまちづくりについても検討を行っています。

コンパクトタウンは、最終的な構想の実現に至るまでに、長い期間と大きな予算を伴うことから、町民の意向や帰還の状況等を踏まえて、段階的な整備を計画していきます。



コンパクトタウンのイメージ

#### ● まちづくりにおけるスマートコミュニティ導入 ●

コンパクトタウン内の共同店舗や災害公営住宅のみならず、町内の公共施設などにおいても、太陽光発電や地中熱利用などの再生可能エネルギーの導入可能性があると考えられます。

将来的には、町の至る所で取り組まれるエネルギーの生産、流通、蓄電、利用などの需給をネットワーク化（マイクログリッド化）したり、タブレットなどを利用した電気自動車のオンデマンド利用など、町民にとって、便利で、かつ環境に配慮・貢献できる仕組みの構築を目指します。

### ●家庭も参画できるエネルギー対策●

被災した家屋の建替、修理・リフォームなどを機に、各家庭で再生可能エネルギーの導入や省エネに取り組むことは、スマートコミュニティの基盤づくりにつながる大事な視点です。

### ●安全・安心を目指した多様なエネルギー対策●

私たちは、大地震・津波、原子力災害の経験を通じて、生活全般で必要となる電力のみならず、モニタリング・観測システム、通信等の災害対応において不可欠となる電力を多様な系統、方法で確保することの重要性を改めて認識しました。

そこで、スマートコミュニティを実現する上でも、従来の非常用発電機だけでなく、再生可能エネルギーや蓄電システムを導入し、補完的で多様な電源を確保することにより、安全・安心な電力供給体制を構築することは不可欠となっています。

### ● 榎葉環境未来まちづくり指針導入 ●

以上のほか、農地・森林を利用したバイオ燃料づくりや太陽光発電、小水力発電、植物工場の展開など、農業分野における再生可能エネルギーの生産・利用については多くの可能性があります。学校教育などでも再生エネルギーや電力の見える化を通じた環境教育が盛んになりつつあり、子どもたちの意識も高まっているものと考えられます。

こうした環境・エネルギー対策を「新生ならば」のまちづくり憲章の一つとし、まちづくり指針として町民等に示すことが望まれます。

### (3) 広域的な連携による復興の体制

楢葉町の復興は、まち単独で進められるものではなく、双葉郡全体としての復興を目指して取り組んでいかなければなりません。郡内では比較的放射線量の低い楢葉町は、双葉郡の復興の拠点となるべき位置づけにあることから、その推進役を果たすことが求められます。

このため、双葉郡内の各町村と連携をとり、県、国も参画する「双葉郡復興会議」の設置を呼び掛けて、これを推進していきます。

### (4) まちづくり会社の設立

復旧・復興に関する事業を効率的・効果的に推進するため、町民、地元企業等が参加するまちづくり会社「ならは復興会社（仮称）」を設立します（p.26～p.27 参照）。

この組織は、復興に向けて町行政をサポートするもので、「公共性」「事業性」「地域密着性」を備えた復旧・復興需要の受け皿になります。また、本格復興期には、この組織が“新生ならは”づくりの推進役を果たすことが期待されます。

なお、まちづくり会社の経営状況については、十分に透明性を確保するとともに、その実効性等について継続的に評価・改善していく仕組みも今後検討していきます。

## 3－2) 復興に向けた財政面の対応等

### (1) 効率的・効果的な事業運営

この復興計画にもとづいて取り組む各種事業については、それぞれ具体的な事業計画を策定し推進していきます。

なお、災害復旧事業については、改良復旧を含む災害査定及びその後の入札・工事等に的確に取り組むとともに、国や県による事業代行の積極的な活用を図ります。

### (2) 歳出の見直しへの取り組み

復興に向けた財政面への配慮として、すでに町では、震災前から行っていた各種事業についてすべてゼロベースでの見直しを行い、歳出縮減の努力を開始しています。復旧・復興に関わる事業についても、既存の各種制度や復興基金などを活用するとともに、それぞれの事業計画の中でコンパクト化、スリム化を図り、財政負担の軽減に努めます。また、PFI（民間資金等活用）による推進の可能性を検討するなど、民間活力の活用も図ります。

### (3) 復旧・復興資金を地域内循環する仕組みづくり

復旧・復興に関する各種公共投資等が、まちづくり会社などを通じ地域経済の振興に結びつき、ひいては町の歳入確保へつながる「地域内循環」を推進します。



#### (4) 共益的投資の仕組みづくり

原子力災害からの復興では、一般の自然災害にも増して、さまざまな課題が地域内で発生することが予想されます。こうした課題の解決には、町民等が主体となって取り組むことが有効であり、NPOや一般社団法人等を立ち上げて、地域課題解決事業（コミュニティビジネス）に取り組む際、町として、こうした事業等に必要となる小規模な資金調達を支援するファンド（基金）を設けるなど小口出資の仕組みづくりを検討します。なお、こうした出資で活動が軌道に乗れば、出資の一部または全部を回収して、別の新たな取り組みに出資することで、地域社会の課題解決を目指す町民の取り組みを継続的に支援することが可能となります。

### 3-3) 復興計画の進ちょく管理の仕組みづくり

#### (1) 梶葉町復興推進委員会の設置

復興計画（第一次）の策定を受け、その見直しや進ちょく管理を担う目的で、「梶葉町復興推進委員会」が設置されました。復興計画（第二次）の策定に際してご議論いただくとともに、復旧・復興の取り組みと進ちょく、実施中の施策の調整や新規施策について、ご意見・ご提案をいただいているいます。

今後とも、復興推進委員会の協力を得て、次のような取り組みを実施します。

- ❖ 復興計画で目指す「新生ならは」を踏まえた復興指標の検討
- ❖ 委員等による現地視察・ヒアリングや復興関係データの整理・分析
- ❖ 復興モニター（仮称）を町内の住民・就労者、各分野の支援者等より募集して意見聴取
- ❖ 町民意識調査や町民ワークショップ（災害発生から3年以降を目安に実施）

#### (2) 計画の改定、町勢振興計画へのシフト

復興推進委員会の提言も踏まえて、取り組んでいる復興施策を次のような4つに判定するなどして、適宜、復興計画に掲げた復興施策の見直しや町勢振興計画への移行を図ります。

##### （復興施策の判定イメージ）

- ❖ 判定1：計画は概ね達成した（ので当該施策は終了）
- ❖ 判定2：町勢振興計画へ移行（特例的措置から、通常施策へシフト）
- ❖ 判定3：復興計画で事業を継続する
- ❖ 判定4：実行は困難、再検討する

復興計画で掲げた全ての施策について「計画は概ね達成」や「町勢振興計画へ移行」との判断がなされたときに、町の復興計画はその役割を達成したことになります。

### 第三章 復興のための施策



# 1. 絆を保ち、被災生活を乗り切る

## 1-1) 長引く避難生活への対応

住み慣れたふるさとを離れての避難生活で、町民は日々、苦労を重ねています。避難生活の現状や町民のニーズを把握して、必要な情報提供、生活支援などを行うとともに、暮らしに「生きがい」や「潤い」をもたらす活動等を支援していきます。

施策と取組項目

施 策	取 組 項 目
(1) 被災者のケアと生活再建支援のための実態把握	① 生活実態調査、意向調査 ② 被災者カルテの整備・活用 ③ タブレット端末等を活用した情報提供・把握 ④ 家屋被害調査、り災証明発行
(2) 仮設住宅・借上住宅における心身の健康管理	① 実態調査、巡回訪問等による支援 ② 避難生活の健康維持と生きがいづくり
(3) 避難先における教育の確保・子育て支援	① 避難先での仮設校舎・園舎整備 ② 送迎手段の確保 ③ 区域外就園費用の補助、保育料の減免 ④ サポートセンターや仮設こども園を通じた子育て支援
(4) 生計維持・確保の支援	① 就労相談、復旧・復興関連の雇用創出 ② 仮設店舗等における事業再開の支援 ③ 税や利用料等の各種減免
(5) 生活交通の確保	① 復興支援バスの運行

### (1) 被災者のケアと生活再建支援のための実態把握

避難されている町民に対するケアや、今後の生活再建の支援にあたっては、まずその実態を正確に調査して、さまざまなニーズを把握していくことが必要です。被災者のニーズは時間とともに変化していくと考えられることから、調査は継続的に実施し、その履歴をしっかりと管理することで、手厚い支援に結び付けます。

#### ①生活実態調査、意向調査

町では、これまで「柏葉町復興のための町民アンケート」「柏葉町高校生世代の意識調査」などを実施して、町民の避難生活について実態の把握を行ってきました。今後とも、必要に応じてこのような調査を継続的に実施し、さまざまな課題を抱える町民のニーズなどを把握していきます。

### ②被災者カルテの整備・活用

生活実態調査や意向調査のほか、被害調査などの結果や各種支援の利用状況などの情報をとりまとめ、帰町に際して顕在化するさまざまな課題を整理した「被災者カルテ」の整備に取り組みます。これを、町民への的確な情報提供、相談対応や、被災世帯の生活再建、住宅再建支援のための施策立案に活用します。

### ③タブレット端末等を活用した情報提供・把握

これまで発行している広報紙に加え、町民と町とが双方向で情報をやり取りできる「タブレット端末」を全世帯に配付し、各世帯のニーズに応じてタイムリーに情報提供を行います。

具体的には、町からのお知らせやイベント情報を発信する電子回覧板のほか、高齢者などの生活支援のための「ふれあい通信」、行政区単位での放射線量などの情報を配信するとともに、双方端末のメリットを活かし、アンケートなどを通じた町民ニーズの把握にも活用していきます。

### ④家屋被害調査、り災証明発行

家屋等の被害調査には、り災証明の基礎となる被害認定のための調査、税の減免等のための調査、事業者が融資を受ける際に必要となる被害の証明のための調査、賠償のための調査など、さまざまな種類があります。これらの連携をとることで、より効率的・効果的な調査を行い、り災証明の発行につなげていきます。なお、対応職員等の不足が想定されるため、必要に応じて他の市町村や土地家屋診断士など民間の専門家にも応援を要請します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27春 ▼	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 生活実態調査、意向調査							
② 被災者カルテの整備・活用							
③ タブレット端末等を活用した情報提供・把握							
④ 家屋被害調査、り災証明発行							

## (2) 仮設住宅・借上住宅における心身の健康管理

慣れない仮設住宅や借上住宅での生活の中で、体調を崩したり、持病が悪化したという町民が少なくありません。避難中の生活を少しでも健康的に送り、元気に町へ戻れる日が迎えられるよう、心身の健康管理にしっかりと取り組みます。

### ①実態調査、巡回訪問等による支援

生活支援相談員、民生児童委員、保健師、地域包括支援センターなどにより、実態調査と定期的な巡回訪問を行います。これを通じて、支援を要する町民に対し、継続的な支援を続けます。

なお、町民の避難先は県内各地はもとより県外にも分散していることから、これらの実態調査や支援については、避難先の市町村、関係団体等と十分に連携を図ります。いわき市においては、郡内町村の住民が多く居住していることから、広域的な取り組みができるような支援体制を構築

していきます。

## ②避難生活の健康維持と生きがいづくり

避難生活中でも、健康を維持し、暮らしに生きがいをもたらすため、Jヴィレッジによるフィットネスジム（仮設）や元気あっぷ教室等による運動の機会、町が農地を借り上げた農園での土いじり、農作業の機会を提供します。このような場に集まることで町民同士の交流が生まれ、コミュニティの維持・形成にも効果があるものと期待します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27春 ▼	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 実態調査、巡回訪問等による支援							
② 避難生活の健康維持と生きがいづくり Jヴィレッジフィットネスジムの開設 元気あっぷ教室等 借り上げ農地による農作業の機会提供							

### (関連施策)

- ・ 健康管理システム（心と身体の健康カルテ）の整備【2-5)(1)④】
- ・ ケア体制の充実強化【2-5)(1)⑥】

## （3）避難先における教育の確保・子育て支援

避難先では、環境の変化に伴い、子どもにも親にも、大きなストレスがかかります。親が安心して育児ができ、子どもが健やかに育つように、さまざまな面で、きめ細やかな目配りと配慮が必要です。

### ①避難先での仮設校舎・園舎整備

子どもたちの帰町については、放射線による影響が心配されることから、より慎重な判断が求められます。このため、平成24年4月からいわき市内の施設を借上げて仮校舎で、平成25年1月からは新たに建設した仮設校舎に移り、小中学校の授業を再開しています。また、こども園については、平成25年1月から新たな仮設園舎で再開しています。

### ②送迎手段の確保

遠方から仮設校舎・園舎へと通う子どもたちのために、送迎手段（通学・通園手段）を確保します。また、避難指示が解除された後、町内で再開された学校へ、子どもが避難先から通学する場合にも継続します。

### ③区域外就園費用の補助、保育料の減免

これまでに実施してきた区域外就園費用の補助、保育料の減免を継続し、避難先における経済的な負担を軽減します。また、本格復興期に向けて、帰町した後のこども園入園費用等についても減免を検討し、ふるさと栢葉での子育て支援策の充実を図ります。

#### ④サポートセンターや仮設こども園を通じた子育て支援

いわき市・会津美里町に設置したサポートセンター及び仮設こども園では、子育て支援として高齢者との交流、子どもの遊び、親同士の交流・相談、放課後の子どもの学習・遊び、一時保育などを行っています。今後も、子どもの成長・親の成長をともに支援するセンターとして、さまざまな世代の交流の場としての利用を推進します。

	H24夏 ▼	準備 第1期	H26春 ▼	準備 第2期	帰町期 ▼	H27春 ▼	本格 復興期
① 避難先での仮設校舎・園舎整備 仮校舎での楓葉小中学校の再開 仮設校舎での楓葉小中こども園再開				█			
② 送迎手段の確保	█	█	█	█	█	█	
③ 区域外就園費用の補助、保育料の减免 区域外就園費用の補助・保育料减免 帰町時のこども園入園費用等の减免				█			█
④ サポートセンターや仮設こども園を通じた子育て支援 サポートセンターによる子育て支援 仮設こども園での子育て支援			█	█			

### (4) 生計維持・確保の支援

避難先では、希望するような就労の機会を確保することが難しいという実態があります。町民はそうした中で、今後の生活再建も見据えて生計を維持しなくてはなりません。また、就労等によって生計を維持していくことは、精神面の安定や、生きがいといった面でも大事な取り組みです。

#### ①就労相談、復旧・復興関連の雇用創出

これまで、国の緊急雇用創出基金事業「震災対応事業」及び県の「絆づくり応援事業」を活用して、失業者の募集を実施してきました。今後はさらに、業種別に失業者の雇用創出を図るような取り組みも進めます。

また、まちづくり会社による復旧復興事業への参画、地域の諸課題やさまざまな事情で帰町を見合わせる町民への支援などといった社会的事業（ソーシャルビジネス）についても積極的に雇用につなげるよう取り組みます。

#### ②仮設店舗等における事業再開の支援

町内で事業を営んでいた工場・店舗などについては、商工会など関係団体と連携しつつ、各種制度を活用した避難先での事業再開を支援します。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構からは、現在、2年間という期限付きで仮設工場・仮設店舗が貸与されていますが、今後、町の復興や町民の帰町などの状況を考慮しつつ、これら仮設施設の貸与期間延長等について柔軟に対応するよう、町として国・関係機関に要望していきます。

### ③税や利用料等の各種減免

避難生活を少しでも支援するため、国・県・町は各種の税金や料金等の減額や免除、支払期限の延長等、これまでの大災害の中でも最大限可能な措置を実施しています。町では、避難指示解除後にも、可能な限りそうした各種減免措置や借上住宅の提供の継続を国・県に要請します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼		H27春 ▼	本格復興期
	準備第1期	準備第2期	帰町期		
① 就労相談、復旧・復興関連の雇用創出 絆づくり応援事業の活用 緊急雇用創出基金事業の実施					
② 仮設店舗等における事業再開の支援					
③ 税や利用料等の各種減免					

## (5) 生活交通の確保

避難先では、これまで近所づきあいをしてきた友人・知人と離ればなれになり、自家用車を運転できない人々にとっては、往き来することすら難しい状況となっています。また、警戒区域が解除され「避難指示解除準備区域」となって以降、日中の町内への立ち入りは自由になりましたが、公共交通機関はストップしたままでです。

日々の生活のためにも、家屋などの保全や帰町準備のためにも、交通手段の確保が必要です。

### ①復興支援バスの運行

公共交通機関や町内交通が本格再開するまでの間、双葉郡内町村とも協力しながら「復興支援バス」を運行して避難生活上の交通手段を確保し、避難先での町民同士の交流をしやすくするとともに、帰町に向けた準備などのため町内へ立ち入る際の交通の便を確保します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼		H27春 ▼	本格復興期
	準備第1期	準備第2期	帰町期		
① 復興支援バスの運行 復興支援バス運行事業					

## 1-2) コミュニティの維持・再構築

町民の避難先は各地に分散し、これまでのご近所づきあいなどが失われています。情報や交流機会の提供などを通じて、避難している町民同士のつながりを保ち、避難先での新たなコミュニティづくり、従来のコミュニティの再構築を進めます。

施策と取組項目

施 策	取 組 項 目
(1) 避難中のコミュニティ維持・交流機会の確保	① 町民同士の交流の機会確保・コミュニティ維持の支援 ② 高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援 ③ サークル活動、生涯学習などの活性化
(2) 帰町時のコミュニティ自治機能再生・再構築	① 帰町時の自治機能の再生 ② 新たに形成されたコミュニティとの融合 ③ 帰町時の高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援

### (1) 避難中のコミュニティ維持・交流機会の確保

長期化する避難生活と帰町や将来に向けた不安のなかで、思いを共有してつらさを乗り越えていくためには、同じ境遇にある被災者同士や古くからのご近所同士、同窓生・同級生のつながり、各種サークル活動などで培った友人が、大きな心の支えとなります。避難中でもこうしたコミュニティを維持し、交流の機会を設けることで、心の緊張を解きほぐし、笑い合い、ほっとするひとときを持つことが必要です。

#### ①町民同士の交流の機会確保・コミュニティ維持の支援

避難中の町民同士が集まって、コミュニティをつくり震災によって生じた不安を解消し、この場で元気に生きるという意識が持てるよう交流の機会を確保します。なお、そうした取り組みは、活動のしやすさから仮設住宅入居者が中心になってしまいがちですが、できるだけ多くの町民に参加していただく方法とするよう配慮します。

また、行政区におけるコミュニティの維持・再生を図るため、町民の主体性を引き出しつつ、行政区のコミュニティ活動に対するさまざまな支援を行います。

#### ②高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援

高齢者の孤立を防ぐため、避難中の町民による自主活動の応援やサポートセンターでの活動等によりコミュニティを再生・構築します。すでにいわき市・会津美里町に設置したサポートセンターでは、子どもからお年寄りが自由に利用できる、さまざまな世代の交流の場として「みんなの家」を目指しています。

#### ③サークル活動、生涯学習などの活性化

サークル活動、生涯学習などによるつながりの維持、構築、人育てに取り組みます。具体的には、成年セミナー、こども教室などを実施します。また、町民の自主的活動を活性化し、再建への力

を養うよう取り組みます。

	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 町民同士の交流の機会確保・コミュニティ維持の支援				
② 高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援				
③ サークル活動、生涯学習の活性化				

#### (関連施策)

- ・避難生活の健康維持と生きがいづくり【1-1)(2)②】

## (2) 帰町時のコミュニティ自治機能再生・再構築

今回の災害では、町民それぞれの帰町の時期が必ずしも同じでなく、中にはしばらく帰町しないと考えている方もいます。また、津波で大きな被害を受けた地区では、いったん町内に建設予定の仮設住宅や災害公営住宅に入居する方もいます。

町民は避難によって従来のコミュニティを一時的に失い、また、避難期間中に培われた近隣の避難者や避難先自治体の住民、ボランティア等の支援者との関係、高齢者の孤立を防ぐための工夫も、何もしなければ帰町によって失われてしまうことが懸念されます。

### ① 帰町時の自治機能の再生

町の復旧復興に取り組む際には、町民のコミュニティの維持や再生が最も大切な事項のひとつであり、それは、地域の自治機能を回復・強化するためにも不可欠です。町は、復旧・復興に応じたコミュニティ活動を促進するために、集会施設の復旧整備を進めるとともに、花いっぱい運動の展開などコミュニティによるまちづくりへの活動を支援します。

### ② 新たに形成されたコミュニティとの融合

この災害を通じ、避難中に培われた町外の人たちとの新たな関係は、新しい柏葉町の財産として、これを継続し、長く交流していくことを目指します。このため、交流会の開催、感謝のイベントをはじめ各種イベントへの招待、「柏葉応援団」の結成、復興ニュースでの近況報告など、地域や町民の主体的な企画、取り組みを支援する仕組みを作ります。

### ③ 帰町時の高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援

高齢者の孤立を防ぐ為に避難先で取り組んだサポートセンターにおける「みんなの家」づくりを、帰町後にも取り組みます。こうした場を通じて高齢者それぞれが役割・やりがい・生きがいを持ち、互いに助け合い、おしゃべりをして笑いながら、自然の豊かなふるさとで生き生きと暮らせる環境を目指します。

H24夏  
▼  
H26春  
▼  
H27春  
▼

	準備 第1期		準備 第2期		帰町期	本格 復興期	
① 帰町時の自治機能の再生 集会施設の復旧整備 コミュニティ活動の支援							
② 新たに形成されたコミュニティとの融合 楓葉応援団の結成 交流会の開催							
③ 帰町時の高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援							

## 1 – 3) 円滑な帰町に向けた支援

長期にわたる避難生活を終え、ふるさとでの暮らしを再開するためには、事前にさまざまな準備が必要です。

帰町に向けて、暮らしに不可欠な各種サービスの復旧・再開を促進し、帰町を希望する町民が無理なく帰ることのできる環境を整えます。

施策と取組項目

施 策	取 組 項 目
(1) 生活再開の環境整備	① 野生化した家畜やペット、ねずみや害虫への対応 ② 災害ごみ等への対応 ③ 行政機能、行政サービスの再開 ④ 民間の各種サービス再開要請・支援 ⑤ 帰町関連のワンストップ対応

### (1) 生活再開の環境整備

避難が長期化した際には、暮らしに必要な環境を取り戻すためのさまざまな対応が必要となります。とくに、事故・災害の防止や、医療及び福祉サービスの確保、その他安心して暮らすことのできる生活環境を回復することが必要です。また、放射線の影響に対する不安がぬぐい去れない中での暮らしの環境の再構築には、きめ細かな配慮が求められます。

こうした当面の生活再開に向けて、次のような取り組みを進め、安心して暮らしを再開できるようにします。

#### ①野生化した家畜やペット、ねずみや害虫への対応

警戒区域の再編以降も、野生化した家畜、ペットに対する不安の声があります。また、避難の長期化に伴い、ねずみや害虫の発生も問題となっています。

このため、野生化した動物の捕獲、ねずみや害虫の駆除など、町民が安心して帰町できるよう計画的な取り組みを進めます。

#### ②災害ごみ等への対応

帰町を進めていく中では、各町民による自宅等の清掃・片づけとともに大量の災害ごみが発生すると予想されます。また、繁茂した雑草が枯れて火災となることを心配する声などが寄せられており、雑草の刈取りなども必要です。そうした災害ごみ等について、収集・処理などの計画的な取り組みを進めます。

#### ③行政機能、行政サービスの再開

庁舎や情報システムなどのハード面の復旧や高度化、住民の帰町の状況に応じた職員の配置、帰町した住民や事業者への各種対応の再開などに取り組みます。

いわき市、会津美里町、楢葉町という3か所での住民対応及び復旧・復興対応が必要になるこ

とから、職員の一時的な不足なども懸念され、他の自治体等からの長期的な応援、臨時職員の雇用、情報システムや回線の強化などが必要となります。

また、町が提供する各種サービス提供団体・事業者の確保等にも配慮して取り組みます。

#### ④民間の各種サービス再開要請・支援

早期の帰町を希望する高齢者の多くから、買い物をはじめとする暮らしの環境が確保されるのかどうかを不安視する声が聞かれます。医療・介護、商業、サービス業、金融等の確保に向けて、再開を要請するとともに、その支援に取り組みます。

#### ⑤帰町関連のワンストップ対応

帰町に関連する諸手続きや各種支援の活用申請等が住民の負担にならないよう、さまざまな相談・申請手続き等を一元的に扱う「ワンストップ窓口」で対応できるような仕組みづくりに取り組みます。

とくに支援制度等については、申請を待つのではなく、被災者カルテ（1-1)(1)②参照）を活用した情報提供、相談対応に取り組みます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27春 ▼	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 野生化した家畜やペット、ねずみや害虫への対応							
② 災害ごみ等への対応							
③ 行政機能、行政サービスの再開							
④ 民間の各種サービス再開要請・支援							
⑤ 帰町関連のワンストップ対応							

## 1-4) やむを得ず帰町をしばらく見合わせる町民への支援

放射線の影響に対する不安、仕事や学校の都合などにより、すべての町民が避難解除後すぐにふるさとに戻れるとは限りません。

さまざまな事情からやむを得ず帰町をしばらく見合わせる町民も、ずっと楢葉町民として暮らせるよう、特例的な措置の設定・延長を強く要望し、継続的に支援します。

施策と取組項目

施策	取組項目
(1) 町外の町民とのつながりの継続	① 原発避難者特例法の延長等に関する要請 ② ふるさと情報の発信 ③ 町外の町民が集まる機会づくり
(2) 町外に住む町民の健康管理、心身のケア	① 遠隔地居住者の検診機会の確保
(3) 町内の家屋等の保全、管理	① 家屋等の維持管理支援

### (1) 町外の町民とのつながりの継続

避難が長期化するにつれて、避難指示が解除されてもすぐには戻れない町民が増えることも予想されます。今の時点ではしばらく帰町は難しいと考えている方、すでに新天地での生活再建を考えている方、家族を残して単身で帰町を考えている方など、避難中の町民の気持ちはさまざまです。町は、いつかは戻りたいと考えている町民の方々への支援にも取り組みます。

#### ①原発避難者特例法の延長等に関する要請

原発避難者特例法<sup>\*</sup>の制定により、現在町外に避難している楢葉町民は、住民票を移さないまま避難先の自治体で教育や福祉のサービスを受けることができます。また避難している町民と町をつなぐ取り組みに対しても支援の仕組みがあります。

この制度によって避難先でも町と同様に教育や福祉を受けられることはもとより、楢葉町民であることを意識し続けることで、厳しい避難生活を乗り越える一助となることが望まれます。町では、この大事な制度が、避難指示の解除後も、一定の期間、継続されることを国に要望します。

#### ②ふるさと情報の発信

まちのレポーターを養成したり、学校と連携した情報の制作、発信に取り組むなどして、町の風景やイベントの映像、帰町した町民の声などの「ふるさと楢葉」の情報をきめ細かく発信し

\* 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）

ていきます。情報発信に際しては、全世帯に配付した「タブレット端末」をはじめ、震災を契機に一段と普及が進んだフェイスブックやツイッターなどの手法を活用するほか、各地区の手作りニュースなどにより、年齢・性別にかかわらず多くの方が楽しめるものを目指します。

なお、こうしたふるさと情報の制作・発信は、将来にわたる新たなまちづくりの記録、この災害からの復興の記録にもなっていくことが期待されます。

### ③町外の町民が集まる機会づくり

避難先では、生活環境や言葉、風習などの違い、新しいご近所づきあいなどの面で、同郷の避難者でなければ理解し合えない苦労もあります。こうした避難生活を支えるため、避難先の町民同士が集い、喜びや苦労を分かち合える機会をつくります。こうした場に町の職員などが出向くことにより、町の近況や帰町者の情報、各種支援情報を伝えたり、要望などを伺う機会ともなります。

町民自身の企画による集まる機会づくりの取り組みや、全国のNPOなどに呼び掛けて、檜葉町からの避難者の集まりを催していただく際の支援や、こうした場に職員を派遣するなどの取り組みを検討します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27春 ▼	
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 原発避難者特例法の延長等に関する要請				
② ふるさと情報の発信				
③ 町外の町民が集まる機会づくり				

## (2) 町外に住む町民の健康管理、心身のケア

町では、これまでさまざまなお手伝いを通じて、町民の健康を維持・向上するための取り組みを行ってきました。帰町をしばらく見合わせる町民の方々もまた、一人一人が大切な檜葉町民です。その健康を見守り、避難先でも元気に明るく暮らしていくことができるよう支援することは、町としての責務と考えます。

### ①遠隔地居住者の健診機会の確保

現在、避難している町民の健康診断については、関係団体等の協力を得て、県外の遠隔地に避難している町民も含め、健康診断を実施しています。帰町をしばらく見合わせる町民の健康診断についても、引き続き、町としての健康診断を行って、町民全体の健康管理に役立てます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27春 ▼	
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 遠隔地居住者の健診機会の確保				

(関連施策)

- ・ 心のケア（心の復興）対策【2-5】(1) ②】

### (3) 町内の家屋等の保全、管理

さまざまな事情によりしばらく帰町を見合わせる町民の中にも、やがては町へ戻りたいという希望を持つ方は少なくありません。遠方に避難しながら空家となった我が家を管理することは大きな負担となる場合もあるでしょう。一方で、今後町が復興していく過程では、新たに住宅を必要とする方も出ることが予想されます。家屋等にあまり被害がなく、適切に保全することが有効な場合には、帰町をしばらく見合わせる方の住宅を活用して、こうしたニーズに応えることも可能となります。

#### ①家屋等の維持管理支援

町の復興にあたって、町民が主体となったまちづくり会社による公共・公益的な活動として、土地・家屋の維持管理や所有者の信託を受けての土地・家屋の活用を図ることが考えられます。これにより、適正な管理・利用がなされ、財産的な価値、賃貸等による収入、将来的な帰町時の住まいとなることなどが期待されます。こうした取り組みは、空家として放置される家屋を減らすことにもつながり、地域の安全や景観などにとっても重要な取り組みとなると考えられます。

	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 家屋等の維持管理支援	▼	▼	▼	▼

## 1－5) 町の将来を担う子どもたちへの対応

子どもたちは、ふるさとの将来を担う町の宝です。これからの中葉の主人公として、その気持ちを大切にしつつ育んでいくことが必要です。

子どもたちの心身の健康を最優先に考えて、放射線の影響についてはとくに慎重な対応をとります。また、友だちとの絆を保ち続けるなどして、被災生活の負担をできる限り軽減する対応を図ります。

施策と取組項目

施 策	取 組 項 目
(1) 子どもの学習・教育の充実	① 家庭学習の支援 ② 新たな就学支援
(2) 子どもたちの心の復興	① 小中学生等の交流事業
(3) 小児医療や健康管理体制の充実	① 子どもの医療費・検診費用の無料化 ② 子どもの心身の健康診査・相談の実施 ③ 楢葉町独自の母子健康手帳の交付

### (1) 子どもの学習・教育の充実

原子力災害からの長期避難という環境のなかでは、ふだんにも増して子どもたちの健康、発達を支えるとともに、子どもを持つ家庭を支援することが必要となっています。町の宝である子どもたちの豊かな将来に向けて、学習・教育面でも、次のような取り組みを推進していきます。

#### ①家庭学習の支援

子どもたちが心身ともに健康で優秀な人材として成長するためには、学校教育ばかりではなく、家庭内での地道な学習を継続し、学ぶことの楽しさを身につけていくことが必要です。この災害をバネに変え、災害で新たに培われたさまざまな支援者などとの出会いを活かして、N P O、ボランティアの協力を得て家庭学習支援を行います。また、避難で生じた生活環境の変化を踏まえ、パンフレットなどの作成・配布を通じて、学力向上につながる基本的生活習慣と家庭学習の定着を図ります。

#### ②新たな就学支援

震災を契機として、企業の社会貢献活動による海外留学等の機会の支援や、国際的な人材育成を目指すプログラムの提供などが行われています。楢葉の子どもたちがこうした機会を最大限活用できるよう、情報収集・提供を行います。

また、震災以降、従来の就学支援を拡充させた震災児童生徒の就学費援助を実施していますが、今後は、新たな給付型奨学基金の設置など、将来にわたって子どもたちの就学支援を継続するための仕組みについても検討を進めています。

この災害を受けて町を離れ遠方の学校に通う子どもたちにも、ずっと「楢葉っ子」であっても

らいたい。この思いを実現するため、子どもたちの就学支援の充実を目指します。

	H24夏	H26春	H27春	
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 家庭学習の支援				
② 新たな就学支援 震災児童生徒就学費援助 支援の充実				

(関連施策)

- ・避難先における教育の確保・子育て支援【1-1)(3)】

## (2) 子どもたちの心の復興

楢葉の子どもたちは今、いわき市と会津美里町の他、全国各地に、離ればなれに就学しています。新たな環境に戸惑っていたり、なかなか環境になじめず苦労している子どももいるようです。そうした子どもたちに、集まる機会を提供することで、親しい同級生、仲間がいることを再認識してもらい、元気な暮らしを取り戻してもらうことが必要です。

### ①小中学生等の交流事業

各地に避難している小中学生が交流を深める子どもたちの「絆」事業や、土をいじったり、雪を楽しんだり自然の中での遊びと教育学習を体験する機会を用意します。こうした交流は帰町した子どもたちと避難を続ける子どもたちについても継続します。

	H24夏	H26春	H27春	
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 小中学生等の交流事業				

(関連施策)

- ・心のケア（心の復興）対策【2-5)(1)②】

## (3) 小児医療や健康管理体制の充実

放射線の影響は、小さな子どもたちほど心配です。また、避難による生活環境・家庭環境の変化なども、子どもの心と身体に影響を与えることでしょう。このため、子どもたちのための医療や健康管理体制の充実に向けて、以下のような取り組みを推進します。

### ①子どもの医療費・検診費用の無料化

県とともに、18歳までの医療費について無料化を行います。また、検診体制を強化し、甲状腺検査等の子どもの被ばくに関する検査については無料化を図ります。

### ②子どもの心身の健康診査・相談の実施

子どもを持つ町民を支援するため、栄養士、医師、心理士などの専門スタッフが対応する学習・相談の機会をつくります。

### ③楓葉町独自の母子健康手帳の交付

母子手帳は、最初に交付された自治体のものが一生使われます。子どもと親、町の3者が将来にわたってつながるための「目に見える絆」として、町独自の母子健康手帳を作成し、新たに交付する場合や希望者に配布します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27春 ▼	
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 子ども医療費・検診費用の無料化				
② 子どもの心身の健康診査・相談の実施				
③ 楓葉町独自の母子健康手帳の交付				

(関連施策)

- 子どもたちが利用する施設の重点的な除染【2-1)(2)】

## 1-6) 原子力災害のもたらす経済的被害の回復

私たちが復興のスタートラインに立つうえで、原子力災害のもたらした被害に対する適切な賠償は不可欠です。

国及び東京電力に対する賠償請求支援の体制を確立し、原子力災害と避難生活に伴う経済的被害を回復して被災前の暮らしを取り戻します。

施策と取組項目

施 策	取 組 項 目
(1) 賠償請求の支援	① 損害賠償に係る支援 ② 要望活動等の実施

### (1) 賠償請求の支援

長期の避難を強いられることなどによる影響・被害は、その時間の長さに応じて累積的に増加します。つらい状況を乗り越え、早急に自立した生活再建への第一歩を踏み出す足がかりをつけるためには、町民が適切かつ迅速にその損害に対する賠償を受けることが必要です。

#### ①損害賠償に係る支援

損害賠償の内容は一人ひとり、事情が異なります。

町では、新たな体制として設置した「生活支援課」の担当する業務として「損害賠償支援業務」を位置づけ、町民の賠償請求の相談にきめ細やかに応じるとともに、法テラスふたばをはじめ適切な相談機関の紹介や的確に情報を周知するなどの取り組みを進めます。

#### ②要望活動等の実施

県原子力損害対策協議会への参画を通じ、損害賠償に関する郡内での意見集約や要望活動に取り組みます。

	H24夏	H26春	H27春	本格復興期
	準備第1期	準備第2期	帰町期	
① 損害賠償に係る支援				
② 要望活動等の実施				

## 2. 安心して暮らせる環境を作り出す

### 2-1) きめ細やかな除染

旧警戒区域内については、国の責任で除染が行われます。しかし、本当に心から安心できる暮らしを取り戻すためには、これに頼るばかりではなく自分たちの意思と力で除染活動に関わっていくことも必要です。

国の実施する除染に加え、町内外のボランティアなどによる町としての除染活動も行い、よりきめ細やかで丁寧な除染を進めていきます。

施策と取組項目

施 策	取 組 項 目
(1) 国による除染の推進	① 町による除染計画 ② 除染作業の監視
(2) 子どもたちが利用する施設の重点的な除染	① 学校・こども園等の重点的な除染
(3) きめ細やかな町独自の除染	① 除染ボランティアの募集・受け入れ ② 除染に必要な作業用具等の配備 ③ 除染の即時対応体制の整備

#### (1) 国による除染の推進

楢葉町は、全域が「放射性物質汚染対処特措法」に基づく除染特別地域に指定されており、国による土壤等の除染が行われます。この対応を、町民の理解と納得を得ながら、より円滑に進めていくことは、安全・安心な暮らしを取り戻す上で不可欠です。このため町としては、以下のような取り組みを通じて、国による除染に積極的に関わり、その推進に努めます。

##### ①町による除染計画

これまで、国の行う除染作業について、町民の希望等を反映して行うよう要請してきました。今後も、国による除染は継続して実施されることから、同様に町として独自の除染計画を策定し、その反映を要請していきます。また、除染説明会の開催を通じた町民の理解促進、町民の同意を得た仮置場の設置、除染実施後の放射線量監視による安全・安心の確保などに取り組み、除染の長期目標である追加被ばく線量 1mSv/ 年を目指します。

##### ②除染作業の監視

国による除染作業においては、過去に不適切な対応が発覚して問題となつた経緯があり、町民

の間に不信感が募っています。町は、除染作業が適切に実施されるよう、国・県と共同でしっかりと監視していきます。その際には、国の除染実施計画に基づき県が示した住宅除染の基準などを参考として、除染作業の結果評価も行います。

	H24夏				H26春				H27春			
	準備 第1期				準備 第2期				帰町期		本格 復興期	
① 町による除染計画												
② 除染作業の監視												

## (2) 子どもたちが利用する施設の重点的な除染

子どもたちの利用する学校・こども園などについては、放射線の影響がとくに心配されます。町の将来を担う子どもたちが安心して町で暮らし、元気な明るい声を聞かせてくれる環境を取り戻すためには、学校・こども園をはじめ子どもたちが利用する施設の除染をとくに重点的に行うことが必要です。

### ①学校・こども園等の重点的な除染

楓葉町内の除染活動はすべて国によって行われ、学校・こども園も例外ではありません。町としては、国に対して、とくに子どもたちの利用する施設等の徹底した除染を求め、その状態を常にしっかりと監視することとします。

また、子どもを持つ町民等に対しては、除染作業の進ちょく状況などに関して積極的な情報提供を行うとともに、自らの目で直接その効果を確認する機会などを設けることで、理解促進に努めます。

	H24夏				H26春				H27春			
	準備 第1期				準備 第2期				帰町期		本格 復興期	
① 学校・こども園等の重点的な除染												

## (3) きめ細やかな町独自の除染

町民が心から安心できる環境を作り出す上では、国の責任によって行われる除染活動だけでなく、将来の子どもたちへ引き継ぐ「ふるさと楓葉」の再生のため、町民の視点に立つ、よりきめ細やかで丁寧な除染作業が必要です。こうした除染作業には多くの人手・機器等が必要となることから、町では、次のような取り組みを推進していきます。

### ①除染ボランティアの募集・受け入れ

町内外の有志による除染活動を推進するため、除染ボランティアを募集し、これを受け入れます。専門的知見を持つボランティアが多いと予想されますが、必要に応じて、事故防止の作業手順な

どの基礎的な知識を身に着けていただくための講習会を実施し、安全対策等にも十分に配慮した活動とします。

また、とくに町外からのボランティアを積極的に受け入れるため、関係業界・ボランティア団体などと協力して、各地からのツアーなどの形で廉価な交通手段を提供したり、町内における公共宿泊施設の提供などを推進します。加えて、楢葉町の名所・景観や温泉を楽しんでいただくことや、町民との交流会を企画することなどにより、町外からのボランティアに楢葉町のファン（「楢葉応援団」）となっていただき、長期にわたる継続的なつながりの構築を目指します。

### ②除染に必要な作業用具等の配備

町民が自宅等の除染を行う際や、ボランティアによる除染作業に活用するため、除染作業に必要な作業用具等について、町として一定数の配備を行い、その貸出等を行います。なお、除染作業にあたっては、関係機関・専門家等の助言を受け、安全性に留意して進めることとします。

### ③除染の即時対応体制の整備

国の行う除染とは別に、町として、除染に関する窓口を設置し、町民の問い合わせに対して即座に現場に出向いて対応する「除染チーム」を関係団体の協力を得て創設します。これらを通じて、町民からホットスポットの情報が寄せられた場合などにも、機動的に独自に対応できる体制を整えます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27春 ▼	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 除染ボランティアの募集・受け入れ ボランティア募集 ボランティア受け入れ							
② 除染に必要な作業用具等の配備							
③ 除染の即時対応体制の整備 除染チームの常設化体制整備 町民からの相談対応							

#### (関連施策)

- ・ 林業基礎講座・除染作業講習会の開催【2-6】(2)②】

## 2-2) インフラ復旧等による生活基盤の回復

地震と津波によって、生活の基盤を支えるインフラは相当な被害を受けています。

町民の帰町時期に合わせて、あらかじめ上下水道、公共施設などの復旧に取り組み、暮らしに必要な生活基盤の回復を図ります。

施策と取組項目

施 策	取 組 項 目
(1) 交通の復旧・復興	① 道路網の復旧 ② 町の復旧・復興に合わせた鉄道復旧 ③ 鉄道・道路の連携による町内・郡内交通の充実
(2) ライフライン（上下水道、電力、ガス、通信等）の復旧	① 上水道の復旧・放射性物質のモニタリング ② 下水道施設の復旧 ③ 合併処理浄化槽の復旧支援 ④ 汚水・汚泥対策 ⑤ 電力、ガス、通信施設等の復旧要請
(3) 公共施設の復旧・復興	① 公共施設の防災拠点機能整備 ② 小中学校の復旧・耐震化 ③ 国による公共工事の代行

### （1）交通の復旧・復興

橋葉町に町民が戻って生活する中では、利便性と安全・安心の双方の観点から、町内外における交通を確保することが必要となります。以下のような取り組みにより、便利で暮らしやすい橋葉町の再生を目指します。

#### ①道路網の復旧

地震・津波による被害を受けている国道・県道・町道などについては、町民の帰町に先立ち、本格的な復旧工事を進めていきます。これにより、町民の日常生活を支えるとともに、万が一の災害時における避難路としての役割を持つ道路網をしっかりと確保します。

#### ②町の復旧・復興に合わせた鉄道復旧

国及びJR東日本に対し、町民の帰町時期を見据えた計画的な常磐線の復旧を要請します。また、当面、町内の駅が常磐線上り列車の始発駅となる可能性があることや、将来的な町の復興と土地利用の方向性などを考えて、町内における鉄道交通のあり方に関する検討を進め、竜田駅までの運転再開と特急列車の乗り入れを関係機関に要請します。

#### ③鉄道・道路の連携による町内・郡内交通の充実

道路・鉄道の復旧とともに、これらを適切に組み合わせることで、より効率的・効果的な交通環境を整備します。

具体的には、竜田駅周辺に駐車・乗降スペースを設けて、鉄道とバス・乗用車を乗り換える「パー

ク&ライド機能」を整備するとともに、駅舎、駅東口の開発を行い、この駅を地域の中核的なターミナルと位置づけます。一方、木戸駅については、国道6号やJヴィレッジなどへのアクセス道路を改良するとともに、駐車スペースを確保して、町の南側における玄関口としての役割を持たせてていきます。

さらに、これら2つの駅間と町内各所を結ぶ公共交通機関として、コミュニティバスなどの運行によるバス路線を設け、日々の暮らしにおける町民の「足」を確保します。

	H24夏	H26春	H27春					
	▼	▼	▼	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期	
① 道路網の復旧								
② 町の復旧・復興に合わせた鉄道復旧								
③ 鉄道・道路の連携による町内・郡内交通の充実								

#### (関連施策)

- 広域的避難ルートの体系的な整備【5-2】(1)①】

## (2) ライフライン（上下水道、電力、ガス、通信等）の復旧

日々の暮らしにおいて、上下水道、電力、ガス、通信などのライフラインは不可欠です。しかしこれらの施設では、地震・津波による被害はもとより、長期避難により点検・修繕などが思うに任せなかつたことから、相当の傷み等が生じている可能性もあります。

町民は、本格的に町に戻る前に、準備のため一時的・短期的に帰町することが予想され、その時点でライフラインが復旧していなければ帰町の準備もままならなくなります。町に戻る町民を支えるため、帰町の時期を見据えた早期復旧、使用再開を目指すことが必要です。

### ①上水道の復旧・放射性物質のモニタリング

上水道については、復旧は完了していますが、安全・安心な飲料水を町民のもとへ届けるため、双葉地方水道企業団と協力して、水道水における放射性物質のモニタリングを実施します。

### ②下水道施設の復旧

下水管路については、損傷や詰まりが生じている箇所を復旧するとともに、特に大きな被害を受けた「南地区浄化センター」は、復旧工事が完成するまでの間、早期の供用開始を図るため、仮設処理施設を整備して対応します。

### ③合併処理浄化槽の復旧支援

町内では、合併処理浄化槽についても地震による被害が報告されています。国・県の制度を活用して、合併処理浄化槽の復旧を支援します。

### ④汚水・汚泥対策

下水道の汚水処理に伴い発生する汚泥については、双葉地方広域市町村圏組合と連携して大熊町にある汚泥リサイクルセンターの稼働可能性を検討し、必要に応じて処分先の確保等を行いま

す。

また、処理水については、河川へ放流するため、通常の水質検査に加えて放射線量の測定・管理を行い、基準値を超えた放射性物質の放出を確実に防止します。

#### ⑤電力、ガス、通信施設等の復旧要請

電力、ガス、通信（電話回線等）などの各種施設については、各事業者等により復旧作業や各家庭への対応等が進められます。町としては、これらの事業者に対し、町民の帰町準備状況に合わせ、復旧工事、再開準備を推進するよう要請します。

	H24夏 ▼	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 上水道の復旧・放射性物質のモニタリング 上水道の復旧 放射性物質のモニタリング					
② 下水道施設の復旧 南地区仮設処理施設の設置 処理場復旧 下水管路復旧					
③ 合併処理浄化槽の復旧支援					
④ 汚水・汚泥対策					
⑤ 電力、ガス、通信施設等の復旧要請 各事業者へ早期復旧要請 各種サービスの復旧					

### (3) 公共施設の復旧・復興

町民の町での生活には、町役場や集会所・公民館、教育施設など、公共施設の復旧も必要となります。

すでに町役場は、本格的な除染作業の拠点施設として自衛隊による除染活動が行われましたが、一方で地震による被害もあり、その復旧なども必要となっています。また、地区集会所の中には津波で被害を受けたところもあり、地区内の住宅等の移転に伴って、その配置なども含めて再検討する必要があります。

#### ①公共施設の防災拠点機能整備

町役場、小中学校、地区集会所、公民館、消防団屯所などの公共・公益施設については、自然災害・原子力災害をはじめとする災害時の活動拠点並びに避難拠点として重要であることから、次のような検討を行い、必要に応じた取り組みを進めます。

- 耐震性の確認（耐震診断、耐震補強）
- 停電時の電力確保（太陽光発電を含む複数手段の確保）
- 原子力災害時の屋内遮避性能（気密性、遮蔽性等）の確認
- 広報・通信機能の多重化

- ・水・食糧、物資・資機材の備蓄

②小中学校の復旧・耐震化

楢葉中学校については、震災により中断を余儀なくされていた改築工事を再開します。また2つある小学校については、まず比較的被害が少ない楢葉南小学校から、再開に向けて復旧作業を開始します。

なお、小中学校の復旧・改築に当たっては、耐震性を確認し必要な措置をとることで、より災害に強く安全・安心な施設づくりを目指します。

③国による公共工事の代行

原子力災害による深刻かつ多大な被害を受けた福島県においては、公共施設の工事（道路、河川等）などを、町からの要請により、国が代行する仕組みができています<sup>\*</sup>。町としては、今後の復旧工事の検討に際してその必要性も検討し、適宜、国に代行を要請することで、効率的・効果的な公共工事の推進に努めます。

	H24夏	▼	H26春	▼	H27春	▼	
	準備 第1期		準備 第2期		帰町期		本格 復興期
① 公共施設の防災拠点機能整備							
② 小中学校の復旧・耐震化 小学校復旧 中学校改築							
③ 国による公共工事の代行							

\* 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）

## 2-3) 段階的・柔軟な帰町

地震・津波災害と原子力災害による被害の程度は、同じ楢葉町の中でも一様ではありません。津波などで被害を受け、すぐには自宅に戻ることが困難な町民のため、町内外に必要な仮住まい・公営住宅などを確保します。

施策と取組項目

施 策	取 組 項 目
(1) 住宅の再建促進	① 職人確保、資材供給等の体制づくり ② 家屋の補修・再建に伴う家財の一時保管 ③ 太陽光発電パネル設置との効果的な連携 ④ 一時帰宅の際の宿泊支援
(2) 帰町時における住まいの確保	① 住宅再建・修理への経済的支援 ② 宅地災害の復旧支援 ③ 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修支援 ④ 応急仮設住宅、災害公営住宅等の提供
(3) 町民個々人による帰町判断・帰町準備のための環境整備	① 他市町村における「ミニ楢葉エリア」 ② 町外における長期避難者への住環境の確保
(4) 帰町過程における安全・安心の確保	① 部分帰町した町内における防犯・防災

### (1) 住宅の再建促進

震災以降、警戒区域の設定により、多くの家屋において、避難の長期化により地震被害を受けた家屋等の修繕・被害拡大防止措置ができない状況であったため、屋根破損による雨漏り、動物が屋内を荒らすなどの被害が生じています。

そこで、帰町に必要な住宅の修繕を効率的に実施するために、次のような取り組みを行います。

#### ①職人確保、資材供給等の体制づくり

屋根瓦の被害をはじめとする家屋の修理には、多くの大工や各種工事の職人が必要となります。また、こうした工事に必要な資機材の円滑で、適正な価格での供給が求められます。一方、できるだけ地元の工務店などを通じて、安心して工事を依頼できることが望されます。そこで、地元の工務店などが中核になって、外部からの職人を受け入れる体制を構築し、そこに国・県・団体の支援を得て職人の派遣を受けたり、資機材の供給が図られるような仕組みづくりに取り組みます。

#### ②家屋の補修・再建に伴う家財の一時保管

避難先での家財の保管場所確保が困難だったり、家屋の補修・再建に伴って家財の一時保管が必要となることから、保管場所の提供・管理や民間の貸しスペースを利用する費用負担の支援な

どの方策を検討し、実施します。

#### ③太陽光発電パネル設置との効果的な連携

檜葉町では、太陽光発電パネルの設置費用を支援するなど、再生可能エネルギーの導入を促進することとしています。被災した屋根の修繕に合わせて太陽光発電パネルを設置することで、再生可能エネルギーの導入と修繕費用の削減を同時に図ることが期待されます。

#### ④一時帰宅の際の宿泊支援

帰町準備に際しては、自宅の片づけ等のために遠方の避難先から戻り宿泊施設を必要とする町民もいると予想されます。その際の宿泊費用を支援するなど、円滑な帰町準備の推進を図ります。

	H24夏	H26春	H27春	
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 職人確保、資材供給等の体制づくり				
② 家屋の補修・再建に伴う家財の一時保管				
③ 太陽光発電パネル設置との効果的な連携				
④ 一時帰宅の際の宿泊支援				

## (2) 帰町時における住まいの確保

町の再建、復興には多くの住民と事業者が町での暮らしや活動を再開することが不可欠であり、こうした人々の安全・安心な居住を確保するための支援などに取り組みます。また、東日本大震災により地震活動が活発化し、どこで再び大地震が発生してもおかしくない状況とされており、家屋等の耐震化を促進するよう取り組みます。

#### ①住宅再建・修理への経済的支援

住宅の再建や修理に必要な資金の確保について、今回の原子力災害による被害という観点も踏まえて、支援の実施を国・県に要望します。

#### ②宅地災害の復旧支援

東日本大震災では、過去、記録にないほどの長時間地震動が継続したことから、宅地造成地、がけ、擁壁（ようへき）などにも多くの被害が発生しました。しかも、その後の警戒区域設定により被害の拡大を最小限にとどめることもできず、余震や降雨によって被害が拡大したことは想像に難くありません。

希望される方には、専門家による被災宅地危険度判定を実施します。また復旧にあたっては、復旧方法や復旧費用の融資等などに関する相談に対応するほか、現行制度では個人負担とならざるを得ない復旧費用について、復興交付金などを活用した支援策の充実を国等に要望していきます。

#### ③民間木造住宅の耐震診断・耐震改修支援

住宅の修理などと合わせて、必要な場合には耐震性向上への取り組みも求められることから、

耐震診断、耐震改修に対する支援を実施します。

なお、今回の地震では塀の倒壊なども数多く発生しました。通学路の安全性はもとより、地域の景観や街並みに配慮した塀の耐震補強や撤去、緑化・生け垣化なども促進されるよう、後述する「花いっぱい運動」（きぼうプロジェクト）とも連携した取り組みを進めます。

#### ④応急仮設住宅、災害公営住宅等の提供

帰町を希望される町民のうち、地震・津波による家屋被害があり、時間をかけた修理・再建等が必要な方などに対し、町内での応急仮設住宅や既存施設等の活用により住宅の提供を行います。また、自宅再建が困難な世帯などには、災害公営住宅に入居できるようにし、将来的には取得できるよう検討していきます。

	H24夏	H26春	H27春	本格復興期
	▼	▼	▼	
① 住宅再建・修理への経済的支援 国・県への要望 被災住宅応急修理		■■■■■	■■■■■	
② 宅地災害の復旧支援 国等への支援策の要望 被災宅地危険度判定		■■■■■	■■■■■	
③ 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修支援			■■■■■	
④ 応急仮設住宅、災害公営住宅等の提供 応急仮設住宅の確保 災害公営住宅の確保			■■■■■	

(関連施策)

- ・ 南工業団地事業所従業員のための住居の確保【2-6)(1)③】

### (3) 町民個々人による帰町判断・帰町準備のための環境整備

この災害で、町民は、いわき市・会津美里町を中心とした福島県内はもとより、広く県外まで散り散りになっての避難を余儀なくされました。その後、ふるさと楢葉にできるだけ近づきたいという思いなどから、時間の経過とともに、いわき市内に住む町民は増加しています。一方で、放射線の影響を心配して、たとえ避難指示が解除されても元の住まいに帰ることを躊躇する町民も少なくありません。国内で過去に例のない原子力災害への対処としては、このように複雑な思いを抱える町民の気持ちに応えることが必要です。

#### ①他市町村における「ミニ楢葉エリア」

町役場の機能や学校の仮設校舎が設置されるなど、楢葉町民の入居するいわき市や会津美里町の一画は、他市町村において楢葉町民が集まって暮らす「ミニ楢葉エリア」の様相を呈しています。帰町が始まることによって仮設住宅に空きが生じた場合には、遠く県外などに避難してふるさと楢葉へ近づきたい気持ちを持つ町民を積極的に受け入れます。そのことによって、町民が帰町の判断や帰町準備の時間を確保する一助とします。

## ②町外における長期避難者への住環境の確保

長期にわたる避難生活を余儀なくされている、もしくは被災した住宅を自ら再建することが困難である、などという被災者のため、福島県により災害復興公営住宅が建設されることとなっていきます。

橋葉町は、現状でも「避難指示解除準備区域」となっており、今すぐ町民が帰還できる環境にはいません。また今後、避難指示の見直しがなされたとしても、さまざまな事情から、すぐに帰町できる状況に無い町民もいるかもしれません。こうした町民のための住環境の確保について、国や県へ要請していきます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27春 ▼	
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 他市町村における「ミニ檜葉エリア」				
② 町外における長期避難者への住環境の確保				

#### (4) 帰町過程における安全・安心の確保

今後、避難指示が解除された際にも、長きにわたる避難生活を経て、町民はそれぞれにさまざまな事情を抱えており、帰町は希望する方から徐々に進むことになるでしょう。また、たとえ帰町を強く望んでいても、地震・津波やその後の長期避難による家屋被害が大きく、すぐに自宅には戻れない方もいます。

このような中で、帰町を円滑に進め、かつ町民の一部が帰町した町の安全・安心を確保するために、次のような取り組みを進めます。

## ①部分帰町した町内における防犯・防災

従来、避難指示が解除された地区（旧・緊急時避難準備区域）では、緊急雇用対策を活用した「橋葉町特別警戒隊」が巡回を実施していました。警戒区域の見直し後は、「橋葉町特別警戒隊」もその活動範囲を町内全域に広げ、24時間体制で警戒パトロールを行っています。今後とも、双葉警察署などと連携しつつ、町内の防犯・防火のための活動を続けていきます。また町としては、引き続き国・県に対し、町内の警備強化を要請していきます。

	H24夏	H26春	H27春
	▼	▼	▼
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期
① 部分帰町した町内における防犯・防災			

(関連施策)

- ・応急仮設住宅、災害公営住宅等の提供【2-3)(2)(4)】

## 2-4) 放射線モニタリングの充実

放射線の影響を防ぎ、安心できる生活を取り戻すためには、暮らしの中のさまざまな場面において放射線量を「見える化」することが必要です。

詳細な放射線モニタリングを継続的に実施し、結果をわかりやすく公表するとともに、放射線測定体制を整備します。

施策と取組項目

施 策	取 組 項 目
(1) 継続的な放射線モニタリング	① 町内全域の継続的放射線モニタリング ② 河川・地下水・海のモニタリング ③ 森林における環境放射線モニタリング ④ 学校・こども園などの重点的なモニタリング
(2) 食品等の放射線測定体制の構築	① 放射線計測機器の配置
(3) 放射線測定結果等の集約と情報発信	① 放射線影響・情報管理センター（仮称）の設置 ② 放射線量・除染状況等のわかりやすい情報提供

### (1) 継続的な放射線モニタリング

楢葉町は、旧警戒区域の中では比較的放射線量が低く、また時間の経過、除染作業の進展とともに、放射線量は徐々に低下するものと考えられます。しかしながら、ホットスポットの存在なども否定できず、また緑豊かな楢葉町の特徴でもある山林の汚染状況も心配されます。

目に見えない放射線の恐怖と戦うためには、まず放射線や放射性物質の量をきめ細かく継続して測定することが必要です。

#### ①町内全域の継続的放射線モニタリング

町内にモニタリングポストを増設するとともに、町内全域を対象に、地区集会所などの公共施設を皮切りとした建物の放射線量を測定します。町民の住宅については、全戸を対象とし、希望する場合は所有者等の立会いの下で室内の測定も行います。この測定は定期的に行い、町全体の放射線量としてとりまとめます。またその際には、必要に応じて、専門的な知見を有する第三者機関などの活用も検討します。

さらに、大気中に含まれる放射性物質の量を把握するための大気降下物・大気浮遊じんの採取・分析についても、その実施を国・県や関係機関と連携し実施していきます。

#### ②河川・地下水・海のモニタリング

上下水道に関わる河川、地下水について、放射能濃度を測定する機器を配備し、継続的・定期的なモニタリングを実施します。また、海水浴やサーフィンでにぎわっていた海についても、国・関係機関等にモニタリングの実施を要請します。

### ③森林における環境放射線モニタリング

町の面積の多くを森林（国有林）が占めることから、森林についても環境放射線モニタリングの実施とその数値を公開することを、国に対して要望します。

### ④学校・こども園などの重点的なモニタリング

学校・こども園や公園、通学路など、子どもたちが利用する施設等については、とくに重点的・きめ細やかに放射線量を測定することが望まれるため、専門家やボランティアなどの協力を得て、これを実施する体制を整備します。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27春 ▼	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期
① 町内全域の継続的放射線モニタリング							
② 河川・地下水・海のモニタリング							
③ 森林における環境放射線モニタリング							
④ 学校・こども園などの重点的なモニタリング							

(関連施策)

- ・汚水・汚泥対策【2-2】(2)④】

## (2) 食品等の放射線測定体制の構築

放射線の影響は外部被ばくにとどまらず、食品などにより放射性物質を体内に取り込むこともあります。市販されている食品等は検査によって安全が確認されているものと考えられます、自らの目で確認することが安全・安心につながります。安全・安心だけでなく風評被害の抑止効果も期待できます。

### ①放射線計測機器の配置

食品検査装置の計画的な配備を推進し、町役場や学校、地区集会所などに段階的に設置を進めます。また、これを用いて町民自ら測定し、その結果を正しく理解できるよう、町民等を対象とした学習会を開催して必要な知識や測定技術の普及に努めます。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27春 ▼	準備第1期	準備第2期	帰町期	本格復興期
① 放射線計測機器の配置 食品検査装置の計画的配置 学習会の開催							

(関連施策)

- ・専門家による放射線教育、町民の知識・理解向上【2-5】(3)①】
- ・放射線関連の資格創設・町民の取得促進【2-5】(3)②】

### (3) 放射線測定結果等の集約と情報発信

原子力災害の特徴のひとつとして、放射線や放射性物質が目に見えないための恐怖感があります。また、すでに福島県全域は、原子力災害の影響による風評被害に見舞われており、その影響を払拭することは容易ではありません。

これらを少しずつでも緩和していく上では、放射線の測定結果等に関する情報を集約し、その分析・整理等を行った上で、わかりやすく情報発信していくことが不可欠です。これにより、楢葉町の現状を正確に把握し、町民はじめ多くの方に正しく理解していただくことが、安心できる暮らしを取り戻し、風評による被害を鎮静化させる原動力となります。

#### ①放射線影響・情報管理センター（仮称）の設置

放射線モニタリング結果や、農産物・動植物の放射線測定結果、さらには町民の内部被ばく測定結果、町民それぞれが個人線量計で測定した結果など、町内の放射線に関する各種データを一元的に集約し、その分析・整理を行うとともに、科学的な基礎データとして公表する機関として、「放射線影響・情報管理センター（仮称）」の設置を国・関係機関等に要望します。

このセンターは、町内各地に置かれる線量計などの管理（校正等）も行い、町民が正確なデータを得るために支援します。また、町内で生産された物品（工業製品、農産品等）について、第三者機関の立場で放射線量を測定し、科学的見地からそれらの安全性を確認するという役割も果たすことができます。

#### ②放射線量・除染活動等のわかりやすい情報提供

町内で実施したさまざまなモニタリングの結果を「線量マップ」などのわかりやすい形でとりまとめます。その結果は、除染活動の状況や原子力発電所の現状などとともに、ホームページをはじめとするさまざまな方法で公表し、町民はもとより全国・全世界の方々に楢葉町の現状を知つていただくための情報提供とします。

	H24夏 ▼	H26春 ▼	H27春 ▼	
	準備 第1期	準備 第2期	帰町期	本格 復興期
① 放射線影響・情報管理センター（仮称）の設置				
② 放射線量・除染活動等のわかりやすい情報提供				